

平成20年第4回定例会

大多喜町議会会議録

平成20年 12月5日 開会

平成20年 12月5日 閉会

大多喜町議会

平成20年第4回大多喜町議会定例会会議録目次

第1号（12月5日）

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	2
開会及び開議の宣告.....	3
町長あいさつ.....	3
諸般の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	33
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	37
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	38
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	43
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	46
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	48
一般質問.....	50
藤平美智子君.....	50
正木武君.....	54
志関武良夫君.....	61
野中眞弓君.....	64
閉議及び閉会の宣告.....	75

大多喜町第4回定例会

(第1号)

平成20年第4回大多喜町議会定例会会議録

平成20年12月5日(金)

午前10時09分 開会

出席議員(12名)

1番	藤平美智子君	2番	野村賢一君
3番	野口晴男君	4番	小高芳一君
5番	正木武君	6番	江澤勝美君
7番	野中眞弓君	8番	志関武良夫君
9番	有家功君	10番	斎藤守君
11番	君塚義榮君	12番	小倉明德君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	田嶋隆威君	副町長	酒井太門君
教育長	田中啓治君	総務課長	君塚良信君
企画商工観光課長	森俊郎君	税務住民課長	岩瀬進君
農林課長	角田健一君	建設課長補佐	野口彰君
水道室主幹	中村邦之君	健康福祉課長	苅米與正門君
環境生活課長	塩田常夫君	子育て支援課長	磯野勝廣君
自動車学校長	中村勇君	特別養護老人ホーム所長	岩瀬鋭夫君
教育課長	渡辺嘉昭君	会計室長	岩佐秀樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	鈴木朋美	副主査	小倉光太郎
------	------	-----	-------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 1号 大多喜町奨学基金貸与条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 3号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 4号 平成20年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 5号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 6号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第 7号 平成20年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第 8号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 一般質問

◎開会及び開議の宣告

○議長（小倉明德君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって会議は成立しました。

これより、平成20年第4回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時09分)

◎町長あいさつ

○議長（小倉明德君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それではごあいさつ申し上げます。

本日は、平成20年第4回大多喜町議会定例会が開催をされましたが、議員各位にはご健勝にて全員のご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

特に本日の会議は、議員各位にとりましては、1期4年の最終の議会ということでございます。議員各位にはこの4年間町政推進に当たりまして、大変ご支援とご協力をいただきましたことを、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げる次第であります。

それでは、本日の議会開催に当たりまして、初めに行政報告でございますが、お手元の印刷物でご了知を願いたいと存じます。12月2日の中にサン・フランシスコ号漂着400周年記念事業実行委員会を開催をさせていただきましたけれども、この漂流400年祭は、来年400年を記念して国と千葉県、また、大多喜町と御宿町がこの事業に参画をしたいということで行うわけでありまして、詳細等につきましては、大まかなお話が出たわけでありまして、本町といたしましても非常に歴史的につながりのあるメキシコとの交流でございますので、メキシコ通りの整備であるとか、そういうものをこの企画の中に入れて、整備をしたいと考えております。

なお、御宿町との共催の式典等につきましては、まだ細目が決定をされておきませんので、順次委員会を開き、決まったものからまた議会のほうにご報告をさせていただきたいと思っております。そのほかにつきましては、印刷物でご了知を願いたいと思っております。

本日は、専決事項1、諮問関係2、条例の制定1件、また、補正予算7件でございます。どうかご審議の上、ご承認、ご可決賜りますよう、お願いを申し上げ、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（小倉明德君） 次に、諸般の報告であります。第3回議会定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち組合議会につきましては、関係議員からご報告をお願い申し上げます。

初めに夷隅環境衛生組合議会関係について、3番、野口晴男さんをお願いします。

○3番（野口晴男君） 去る10月22日に夷隅環境衛生組合議会の定例会が開催されました。場所は、夷隅衛生センター会議室で開催され、私と議長と2人で出席してまいりました。議案については、1号から3号議案までと、認定が1ありました。議案の1号議案に関しては、夷隅環境衛生組合職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これについては、地方自治法の関係でございまして、管理者年額8万9,000円、副管理者年額6万2,000円、監査委員日額7,600円、これは1号議案につきましては、全員一致で可決いたしました。

2号議案につきましては、夷隅環境衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてございました。これについても、やはり1号議案と同じで地方自治法、あと議員立法の関係でございまして、議長年額5万6,000円、副議長年額4万8,000円、議員4万4,000円、これにつきましても全員一致で可決いたしました。

3号議案 平成20年度夷隅環境衛生組合会計補正予算、これにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,922万7,000円とする。これについての、主な補正につきましては、原油の値上げ、あとは電気料の値上げの関係でございました。これにつきましても、3号議案を全員一致で可決いたしました。

認定第1号 平成19年度夷隅環境衛生組合歳入歳出決算の認定について、これは皆さんに配付してあるとおりで、皆さんに見ていただければと思いますけれども、歳入決算額7億1,661万7,588円、これは前年度対比3.78%の減、歳出決算額6億6,092万3,719円、前年度対比13.6%の減、差し引き5,569万3,869円でございます。これにつきましても、全員一致で可決いたしました。

以上、環境衛生組合の報告を終わります。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

次に、国保国吉病院組合議会関係について、1番、藤平美智子さんにお願いします。

○1番（藤平美智子君） それでは、報告をさせていただきます。

平成20年第2回国保国吉病院組合議会が11月5日午前10時に招集をされまして、有家議員、野村議員と私3名が出席をいたしました。

付議された事件は、国保国吉病院組合病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてのほか、6本の条例改正と平成20年度国保国吉病院組合事業会計補正予算及び平成19年度国保国吉病院組合事業会計決算認定が提出をされ、いずれの議案も原案のとおり可決、認定をされました。

また、報告事項として、国保国吉病院増改築事業に係わる平成19年度国保国吉病院組合事業会計継続費繰越計算書についての報告がありました。付議事件の内容でございますが、議案第1号の国保国吉病院組合病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、病院事業を現行の国保国吉病院事業並びに国保国吉病院介護老人保健施設事業という名称を病院事業ならびに介護老人保健施設事業に改めるほか、病院事業及び介護老人保健施設事業の名称をこれまでの国保国吉病院からいすみ医療センターに、国保国吉病院介護老人保健施設をシルバーハピネスから介護老人保健施設シルバーハピネスに変更するほか、結核病床6床を削り、療養病床48床、感染症病床4床を加えるほか、事業名称の変更に伴う所用の字句改正をするものであります。

次に、議案第2号の国保国吉病院組合広告式条例の一部改正ですが、病院事業の名称変更に伴い、掲示場所を国保国吉病院からいすみ医療センターに改めるものであります。

次に、議案第3号の国保国吉病院名誉院長の称号授与等に関する条例の一部改正でございますが、病院事業の名称変更に伴い、条例中の文言を国保国吉病院名誉院長からいすみ医療センター名誉院長などに改めるものであります。

次に、議案第4号の国保国吉病院組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正ですが、これまで支給されていた年末年始の間に勤務した職員の特殊勤務手当を削るものであります。

次に、議案第5号の国保国吉病院使用料及び手数料条例の一部改正ですが、この改正も病院事業の名称変更に伴い、条例中の国保国吉病院という名称をいすみ医療センターと改めるものです。

次に、議案第6号の国保国吉病院の医師を目指す医学生等に対する奨学金の貸付に関する条例の一部改正ですが、本奨学金貸付対象に新たに大学入学予定者を加えるほか、病院事業の名称変更に伴い、条例中の国保国吉病院という文言をいすみ医療センターと改め、そのほ

か、奨学金の償還免除規定の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号の国保国吉病院組合医師研究資金貸付条例の一部改正ですが、条文中の国保国吉病院という文言を名称変更に伴い、いすみ医療センターに改めるものです。

次に、議案第8号の平成20年度国保国吉病院組合事業会計補正予算ですが、病院事業費用中の医業費用と医業外費用の既決予定にそれぞれ448万円を増減するほか、債務負担行為補正として国保国吉病院直通バス運行事業ほか4事業の期間及び限度額を定めるものであります。詳細はお手元に配付いたしました補正予算資料を見てご承知いただきたいと思ひます。

次に議案第9号の平成19年度国保国吉病院組合事業会計決算認定でありまが、原案のとおり認定をされました。詳細はお手元に配付しました決算資料によりご承知いただきたいと思ひます。

なお、財政健全化法に基づく資金不足比率も発生していなく、良好な状態にあるとの監査委員からの意見がされております。

最後に国保国吉病院増改築事業に係る平成19年度国保国吉病院組合事業会計継続費繰越計算書の報告があり、19年度予算額15億6,691万6,491円から19年度中の支払い義務発生見込額との差額4,841円を翌年度へ繰り越しすることとした内容の報告がされました。

以上、平成20年第2回国保国吉病院組合議会定例会の会議報告とさせていただきます。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会関係について、10番、斎藤守さんをお願いします。

○10番（斎藤 守君） 去る12月1日、第1回夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会臨時議会が招集されまして、私と小倉議長が出席いたしました。江澤議員については諸般の事情により欠席いたしております。

上程された議案は6つございまして、10号から15号まででございます。10号につきましては、専決処分の承認を求めることについてでございます。地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日に施行されたことに伴い、議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定でございます。賛成多数で可決されております。

11号につきましても専決処分の承認を求めることについてでございます。同じく地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日に施行されたことに伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。全員賛成で可決されております。

12号から15号につきましては、情報公開条例の制定についてで条例の改正に伴うものでございまして、12号につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合情報公開の条例についてございまして、全員賛成で可決されました。

13号につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合個人情報保護条例の制定についてございまして、これも、全員賛成で可決されております。

14号につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定でございまして、全員賛成で可決しております。

15号につきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の制定でございまして、これも全員賛成で可決されております。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） ご苦労さまでした。

次に、私のほうから、千葉県後期高齢者医療広域連合議会関係について、報告します。

なお、議長席からの報告をさせていただくことをお許しいただきたいと思います。

報告します。

11月17日、第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会がオークラ千葉ホテルにおいて、開会されました。

今定例会に提案された主な議案は、議員発議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてと、議案第1号 平成19年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての2議案でありました。

会議規則の一部改正は、議案審議や事務調査のための議員派遣規定をさきの地方自治法の一部改正に伴い、会議規則中の地方自治法の引用条項を「第100条第12項」から同条第13項に繰り下げる改正であり、全会一致で可決されました。

また、平成19年度の広域連合一般会計決算の認定につきましては、歳入総額21億7,565万5,000円、歳出総額18億4,405万7,330円とした決算を賛成多数で承認されました。

なお、歳入歳出差し引き残額の3億3,159万7,727円については、処分方法を今後構成市町村と協議をしたいとのことでありました。

その他、決算内容の詳細については、お手元に配付の決算資料によりご了承いただきたいと思います。

このほか、保険料の年金からの徴収を中止すること。被保険者の生活実態に即した保険料とすること。保険料を払えない場合の資格証明書を発行しないこと、などを求める陳情が千

葉県保険医協会会長から提出され、これを本会議において審査されましたが、不採択となりました。

以上、広域連合議会の議会報告とさせていただきます。

○議長（小倉明德君） 次に、監査委員から例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

本日の出席説明者のうち、建設課長兼水道室長は、会議に出席できないことから、建設課野口課長補佐及び水道室中村主幹が代理出席しておりますので、ご了承願います。

これで報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小倉明德君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長より指名します。

6番 江 澤 勝 美 さん

7番 野 中 眞 弓 さん

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（小倉明德君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日とすることに決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（塩田常夫君） それでは2ページをお開きいただきたいと思います。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本文に入る前に提案理由の説明をさせていただきます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行に伴い、関係する法律が平成20年12月1日から施行するに当たり、関係する町条例の一部改正が本年9月大多喜町議会定例回において議決されましたが、大多喜町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部において、一般社団法人もしくは一般財団法人とすることは、墓地経営を安定的、永続的にかつ非営利的に行うことが求められることから、公益認定を得ていない通常の一般法人については、制度上、登記のみで設立できるなど、原則として法人の安定性等を担保とするための行政庁の監督の仕組みが存在しないなど、墓地の経営主体としては適当でないとの地方自治法に基づく技術的助言が厚生労働省健康局生活衛生課長から通知があったため、今回、本条例の一部を改正しようとするものです。

また、附則第2項として既存の社団法人及び財団法人は、平成20年12月1日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、及び公益社団法人、及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、18年法律第50号に基づく一般法人たる特例民法法人となり、以後5年間の移行期間内に特例社団法人及び特例財団法人は公益認定法人への移行ができることから、経過措置を設けたものです。なお、整備条例の施行日が平成20年12月1日であったことから、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

中ほどでございますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例、第4条のうち大多喜町墓地等の経営の許可等に関する条例、第6条第1項第2号の改正規定中、「一般社団法人もしくは一般財団法人」を「公益社団法人もしくは公益財団法人」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして、「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

大多喜町墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正に伴う経過措置。2項、この条例

の施行の日から平成25年11月30日までの間は、第4条の規定による改正後の大多喜町墓地等の経営の許可等に関する条例第6条第1項第2号に規定する公益社団法人及び公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人及び特例財団法人を含むものとする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、諮問第1号について、人権擁護委員候補者の推薦についてということであります。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、説明をいたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

氏名は細谷光江氏。住所は大多喜町庄司342番地。生年月日、昭和20年11月20日であります。

提案理由でございますが、平成21年の3月31日をもちまして、任期満了となりますので、推薦をお願いするものであります。

候補者の細谷光江氏は任期6年間の人権擁護委員として、すでに認識を深め、広く社会の実情に通じ、人権、告発などに積極的に活動をされておりました、人権擁護についてご理解のある方でございますので、ぜひともご承認を賜りますよう、お願いをするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、諮問第2号について説明をさせていただきます。

諮問第2号、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

氏名は加曾利敏之氏。住所は大多喜町栗又592番地。生年月日、昭和18年4月21日でございます。

提案理由でございますが、現在、大多喜町人権擁護委員は、定数5名、任期3年で委嘱をしておりますが、委員のうち大多喜町筒森695番の2,700番合併地、永島茂二氏が平成2年から人権擁護委員として6期にわたり、熱心にご活躍をいただいておりますが、平成21年3月31日をもちまして、任期満了となり、再任を固辞されておるため、新たに後任者の推薦をお願いするものであります。

候補者の加曾利敏之氏は、栗又区の行政連絡委員や町消防団副支団長などを勤め、地域からの信頼も極めて厚く、人格識見も高く、広く社会の実情に通じており、人権擁護についてご理解のある方でありますので、何とぞご了承賜りますよう、お願いを申し上げる次第であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（小倉明德君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第6、議案第1号 大多喜町奨学基金貸与条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 7ページでございますが、大多喜町奨学基金貸与条例の制定について、まず、提案理由の説明を申し上げます。

町の奨学金につきましては、大多喜町奨学基金貸付規則、平成元年規則第4号に基づき、経済上修学が困難な者に対して奨学金を貸与してきましたが、公金としての取り扱いが明確でないことや、各種届け出の義務、奨学金の返還の義務など、条例で規定することが適切と思慮される事柄が多くございます。

このことから、基金の元金と貸付金を地方自治法第241条第1項に規定する基金として条例で設置しようとするものでございます。

では、本文に入らせていただきます。

大多喜町奨学基金貸与条例。目的、第1条、この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学資を貸与するため、大多喜町奨学基金（以下「基金」という。）を設置し、もって修学の奨励と教育の機会均等を図り、有為な人材の育成に資することを目的とする。

本条例の目的を明らかにしたもので、地方自治法第241条第1項に規定する基金を設置し、その資金を奨学金として貸与することを定めたものでございます。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1号、奨学金 この条例に基づき、町が貸与する学資をいう。

2号、奨学生 奨学金の貸与を受ける者をいう。

基金の額、第3条、基金の額は3,218万6,383円とする。11月末現在の貸し付けの残高は2,771万3,000円、現金の残高は447万3,383円であり、合わせた3,218万6,383円を基金の額とするものでございます。

第2項、必要があるときは、大多喜町一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積み立てることができる。

第3項、前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は積立金相当額増加するものとする。

8ページをごらんいただきたいと思います。

基金の管理、第4条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。本条は、地方自治法第241条第8項の規定により基金の現金の管理について定めるものでございます。

運用収益の管理、第5条、基金から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。基金から生ずる収益、利子等は、地方自治法第241条第4項の規定により毎会計年度歳入歳出予算に計上することが定められているため、大多喜町一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れすることを定めたものでございます。

奨学生の資格、第6条、町長は、次の各号のいずれにも該当するもので、修学の意欲を有する者に対し、その申請により奨学金の貸与をすることができる。1号、学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、特別支援学校（高等部に限る）、大学（同法108条に規定する短期大学を含む）、高等専門学校または同法124条に規定する専修学校（高等課程または専門課程で就業年数2年以上に限る。以下「高等学校等」という。）に在学する者。

2号、町内に住所を有する者、または、その者の生計を主として維持する者が町内に住所を有している者。

第3号、経済的理由により修学が困難であると認められる者。本条は、奨学生の資格、在学要件、住所要件、及び所得要件のいずれにも該当する者を定めたもので、今回の条例制定に伴う内容の改正はございません。

奨学金の貸与額、及び利息。第7条、奨学金の貸与額は、次の表の左欄に掲げる学校に在学する者について、同表右欄に掲げる額とする。学校の種別、奨学金でございますが、高等学校、月額1万5,000円。中等教育学校後期課程、月額1万5,000円。特別支援学校高等部、月額1万5,000円。大学、国立及び公立、月額2万円、私立月額3万円。高等専門学校、第1学年から第3学年まで、月額1万5,000円、第4学年及び第5学年、月額2万円。専修学校高等課程、月額1万5,000円、専門課程、月額2万円。

第2項、奨学金には、利息を付さない。本条第1項は、奨学金に貸与する奨学金の額を学

校別に定めたもので、貸与額については現行と額の変更はございません。

9ページをごらんください。

貸与期間、第8条、奨学金の貸与期間は、貸与の決定通知において定められた月から当該決定通知を受けた者が在学している高等学校等の正規の修学期間が終了する月までとする。連帯保証人等、第9条、奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

第2項、前項の連帯保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して奨学金の返還の債務を負担しなければならない。本条は、奨学金の貸与に当たり、連帯保証人と保証人について定めたものでございます。

貸与の取り消し等、第10条、町長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与の決定を取り消すものとする。この場合において、町長は、当該決定の取消事由が生じた日の属する月の翌月の分から奨学金の貸与を行わないものとする。

第1号、傷病その他の理由により修学の見込みがなくなったとき。

第2号、奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

第3号、第6条に規定する奨学生の資格に該当しなくなったとき。

第2項、町長は、奨学生が休学したときは、当該休学の事由の生じた日の属する月の翌月の分から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を行わないものとする。

第3項、町長は、奨学生が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の定めるところにより提出すべきものとされた届け出、報告等を提出しないときは、奨学金の交付を一時停止することができる。

奨学金の返還、第11条、奨学生であった者（以下「借受人」という。）は、高等学校等の正規の修学期間を終了した月、または、貸与の決定の取り消しを受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後、10年（第13条の規定により返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）以内に規則で定めるところにより、借り受けた奨学金を返還しなければならない。

10ページをごらんください。

返還の免除、第12条、町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該借受人または相続人もしくは連帯保証人の申請により、貸与した奨学金のうち履行期が到来しない部分にかかる返還の債務の全部または一部を免除することができる。

第1号、死亡したとき。

第2号、重度心身障害者となったとき。

第3号、災害、病気、その他やむを得ない事由があると認めるとき。

返還の猶予、第13条、町長は借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人の申請により当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

第1号、高等学校等に在学するとき。

第2号、災害、病気、その他やむを得ない事由があると認めるとき。

延滞利息、第14条、借受人が正当な理由がなく、奨学金の返還を行ったときは、第7条第2項の規定にかかわらず、延滞金を徴収することができる。

第2項、前項の延滞金の額は、延滞元金の滞納の日数に応じ、延滞元金に年14.6%の割合を乗じて得た額とする。ただし、延滞金の額が100円未満のとき、及び100円を超える延滞金の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

委任、第15条、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小倉明德君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番小高さん。

○4番（小高芳一君） まず、この奨学基金の現在の収入源といますか、財源的なところで、収入の基礎となっているところ、それから、今後新たな収入源を求める考えがあるのかどうか。

あと、3条の2項ですか、必要があるときは一般会計のほうから積み立てるということですけれども、これはどういうことを想定しておられるのか。

あと、今までの実績と利用状況がわかりましたら説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小倉明德君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） お答え申し上げます。

まず最初に、収入でございますが、現在までの収入でございますけれども、まず、寄附金でございますが、1,800万1,647円、その利子でございます。1,419万3,341円でございます。現在までの収入は、寄附金及び利子でございます。

今後につきましては、あるいは第3条の2項をあわせてご説明申し上げたいと思いますが、

第3条の2項につきましては、当面考えておりますのは、寄附金の申し出があった場合には、一般会計に寄附金として受け入れまして、積立金として基金のほうに繰り入れたいということでございますが、現在、毎年2名ないし3名の貸し付けで推移してきておりますけれども、これが仮に2名ないし3名を超えまして、基金に不足が生じる見込みとなった場合につきましては、一般会計からの歳入も可能になるようにというふうに考えております。

それから、現在までの実績といいますか、貸与実績ということだと思っておりますけれども、奨学金の貸付者総数でございますが、昭和40年から平成20年まで、11月末現在でございますが、111人でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

2 番野村さん。

○2 番（野村賢一君） ちょっと関連するかもわかりませんが、この第3条の奨学基金の額は3,218万6,383円と書いてありますけれども、これはあくまでも、そうなりますと流動的ということよろしいですね。それと、今まで3,200万円何がしの中で、2,771万3,000円の貸付金額があると。477万円の現在の基金高である。非常に基金高も少ないような中で、2,771万3,000円の貸し付けの基金額の中がですね、大学生か高校生、それと専門学生ですか、それなりに貸し付けがあると思うんですが、その中の明細というのはわかりますか。

○議長（小倉明德君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 集計ができておりません。申しわけございませんが、最近におきましては大学生が多いというようなことでございます。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑は。

1 番藤平さん。

○1 番（藤平美智子君） 返済方法はどういうふうになさっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小倉明德君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） 条例で貸与期間終了後、据え置き期間1年後の10年間で償還ということございまして、これにつきましては、個々の償還計画に基づいて償還をしていただいております。現状といたしましては、基本的には年に2回なんですけれども、毎月という方もございます。また、年に1回という方もございます。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ございますか。

7 番野中さん。

○7 番（野中眞弓君） 今、現金が四百万円何ぼという中で、この貸付基金というのは自転車操業というか、戻ってきたお金を次の人たちに貸し付けるという形が大きいのではないかとと思いますが、そのときの滞納でいいでしょうか、返さないというのは、この事業の継続に関して、大きな支障を来すと思うんですね。その返還しない人に対する対策はどのようにしていらっしゃるでしょうか。

○議長（小倉明德君） 教育課長。

○教育課長（渡辺嘉昭君） まず、現在の状況を申し上げますと、全くの返還不履行者はございません。納付の状況は異なりますが、1 年間に必ず何がしかの返還金は納めていただいております。当初の返還計画とは異なりますが、年に幾ら、あるいは月に幾らという額で返済をしていただいております。

なお、返還について厳しい状況の方についてどう対応するかという考えでございますが、借受者あるいはその借受者等とよくお話をさせていただきまして、返還をお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(午前 11時07分)

○議長（小倉明德君） 会議を再開します。

(午前 11時17分)

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第7、議案第2号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 平成20年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）。

平成20年度大多喜町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ912万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,030万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

次に16ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正追加であります。つぐみの森保育園送迎バス業務委託に関するものでございますが、これは、耐用年数が経過したために更新するものでございます。期間は平成21年度から平成25年度までの5年間で、限度額は5,018万5,000円でございます。平成21年度の運行となりますが、業者の選定、契約などに事務的な処理の時間が必要となりますので、債務負担行為を行うものでございます。

次に下の17ページになります。

第3表、地方債の補正でございますが、起債の目的は、義務教育施設整備事業債でございます。変更となった部分は、起債の限度額のみであります。補正前が1億7,180万円で、補正後が1億4,200万円、2,980万円の減額であります。これは、国庫支出金が増になりまし

たので、地方債を減額補正するものでございます。

次に歳入でございますが、事項別明細書により説明いたしますので、20ページをお開きいただきしたいと思います。

まず歳入でございますが、款1町税、目2法人、補正額1,160万9,000円でございますが、これは、予想以上の景気の低迷によりまして、これから年度末までに景気の好転が見込めないことから減額補正するものでございます。

次に款9地方特例交付金、目1地方特例交付金、補正額46万9,000円の増でございますが、児童手当の特例交付金26万7,000円の減、減収補てんの交付金につきましては73万6,000円の増となっております。

款12分担金及び負担金、目2衛生費負担金、補正額5万9,000円、これは、火葬場運営費の増になったことに伴いますすみ市の負担であります。

款14国庫補助金、目1民生費国庫補助金、補正額24万6,000円、介護保険処理システムの改修事業に伴う国庫負担金であります。

目3土木費国庫補助金、補正額はございませんが、石畳舗装工事から建物等の修景事業に組み替えるものでございます。

目4教育費補助金、補正額2,493万2,000円、中学校改修工事に伴う国からの交付金確定による増であります。

目5総務費国庫補助金、補正額813万8,000円、これは、国からの要請もございました、地域経済対策臨時交付金でありまして、大多喜中学校屋内運動場の建設に充当するものでございます。

次は、21ページになります。

款15県支出金、目3衛生費補助金、補正額1万円。ごみ関係の市町村併任職員等立入検査業務関係の交付金でございます。

目4農林水産業費県補助金、補正額36万1,000円。有害獣被害対策防止事業、あるいは森林整備地域活動支援の実績見込みによる増でございます。

款15県支出金、目1総務費委託金、補正額156万4,000円の減額であります。これは、住民税特別減税特別措置の委託金であります。決算見込みによる162万2,000円の減、都市圏への人の移動といいますか、流れを把握するためのパーソントリップ調査委託金、これが5万8,000円あります。

目4土木費委託金、補正額13万6,000円、これは、住生活総合調査の委託金でございます。

て、これは国土交通省からの調査の委託によるものでございます。

款18繰入金、目6福祉繰入金、補正額18万4,000円の減、内容につきましては、敬老祝い品の実績減、高齢者住宅生活支援事業の増となっております。

22ページをお開きください。

款19繰越金、目1繰越金、補正額64万7,000円。今回の補正に要する一般財源分を前年度からの繰越金を充当、計上したものでございます。

款20諸収入、目2雑入、補正額27万5,000円の減額で、説明欄にありますように、児童手当負担金の追加交付金の増、健康生活コーディネート事業参加者負担金の実績見込み減、あるいは、都市交流施設のイノシシの販売収入の増となっております。

目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正額68万8,000円の減であります。これは、健康診査受診者数などの減となっております。

21町債、目2教育債、補正額2,980万円の減。中学校建設に伴います国庫補助金が増額決定になりましたので、起債額を減額するものでございます。

次は、23ページになります。

3、歳出でございますが、今回の補正の中に職員手当の補正がありますが、時間外手当、あるいは通勤手当、児童手当、扶養手当等の変更などで増額になっております。また、燃料費の高騰がありましたので、燃料費が増となっているところもありますので、それぞれの項での説明は省略をさせていただくこともありますので、あらかじめご了承くださいと思います。

款1議会費、目1議会費、補正額6,000円でございますが、主な内容といたしましては、発議による費用弁償廃止のための旅費の減額、会議録作成委託料の見込み増でございます。

款2総務費、目1一般管理費、補正額26万5,000円、職員手当のほか、メキシコ道の塗りかえとして17万4,000円を計上いたしました。

目2文書広報費、補正額100万円の減であります。これは、当初暮らしの便利帳ということで、全戸に配布する予定をしておりましたけれども、検討の結果、転入者のみといたしまして、印刷をとりやめまして、職員で作成することとなりましたので、減額となったものでございます。

目5財産管理費、補正額28万6,000円。これは来客用の食糧費及び第2庁舎のエアコンの購入費でございます。

目6企画費、補正額2万円、バイオマス利活用事業製造用材料の購入でございます。

目 8 諸費、補正額579万6,000円の減額でございます。これは、住民税減額の特別措置の還付金でありましたけれども、これは決算見込みの数値でありまして、今年の7月1日から31日までの期間が対象でありましたけれども、今後、ある程度また申請があることを見込みまして、減額をするものでございます。

目 9 オフトーク通信事業費、補正額10万8,000円の実績減であります。

款 2 総務費、目 1 税務総務費、補正額64万円、時間外等の職員手当でございます。

目 2 賦課徴収費、補正額2,825万3,000円の減額で、燃料費増のほか、次のページになりますが、国の指導による住民税の年金特別徴収を平成21年度の10月から電算システムにより実施をするための改修費といたしまして、予算計上させていただいたわけではありますが、その後、国や県との協議の結果、協議といたしますか、要望の結果、現行のシステムを改修することが結果的に二重投資になってしまう団体は、特別徴収の実施を延長することとして差し支えないという見解が国から示されましたので、本町では、22年から23年にかけて電算のシステムを更新する計画がありますので、標準的な市町村より2年くらいおくれることとなりますけれども、二重投資を避けるために減額をするものでございます。

次に款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費、補正額81万6,000円、国保事務等繰出金でございますが、主に保険証カードの発行に関する繰り出しとなっております。

目 3 老人福祉費、補正額275万7,000円の減であります。報償費につきましては、敬老の祝い金、あるいは祝い品等の実績減、外出支援サービス利用資格者証の印刷代や緊急通報装置手数料の増、老人保健特別会計への繰出金の減は257万3,000円でございます。医療給付費が当初見込みより実績が下回る見込みとなっております。

款 5 介護保険事業費、補正額171万8,000円でございます。パソコン用ソフトの修正料、このほか、繰出金では介護予防サービス利用増によるものであり、地域支援事業繰出金では、介護予防特定高齢者施策事業の事業量減などがあります。

次の25ページになります。

款 3 民生費、目 1 児童福祉総務費、補正額203万3,000円、児童福祉システムパソコン用ソフト修正料、扶助費につきましては、乳幼児医療の見込み増によるものであります。

目 4 児童福祉施設費、補正額41万円、共済費のほか、保育料納付書の印刷あるいは給食運搬車の車検、あるいは、包丁等、また、まな板等の殺菌庫の修理費でございます。

款 4 衛生費、目 1 保健衛生総務費、補正額28万円。これは産休及び育児休業代がえの栄養士の賃金でございます。

目2 予防費、補正額211万2,000円の減でございまして、健康づくり教室の指導者及び開催時間の減少によりコーディネーターの賃金の減、健康診断委託料実績減、あるいはパソコンシステムを使用の減につきましても、健康づくり教室の参加者の減によるものでございます。

目3 環境衛生費、補正額4万8,000円、これは、燃料費及び庁用車のタイヤの交換でございます。

目5 火葬場費、補正額14万5,000円、機械機材燃料費の高騰による増額補正、火葬炉の処理委託の実績減となっております。

次に26ページをお開きいただきたいと思います。

款4 衛生費、目2 塵芥処理費、補正額41万9,000円、これは期限切れによる消火器の買い換え、あるいは庁用車の燃料代、倉庫のシャッター雨水用のマンホールの修繕費でございます。

款5 農林水産業費、目3 農業振興費、補正額9万円。これは庁用車の燃料費でございます。

目5 農地費、補正額23万8,000円。主なものといたしましては、参考図書の購入、あるいは土地改良事業といたしまして、峯之越の排水路の整備費の整備工事でございます。

目8 農村コミュニティセンター費、補正額16万6,000円、電気料等の実績見込みによる増額でございます。

次のページになりますけれども、款5 農林水産業費、目1 林業総務費補正額96万円、猿捕獲報奨金の増額であります。

目2 林業振興費、補正額9万6,000円、間伐等の森林整備地域活動支援事業の事業量の増でございます。

目4 都市交流施設運営費、補正額25万円。イノシシ解体増に伴う臨時職員の臨時賃金や猪の捕獲奨励金、施設の電気料などの光熱水費でございます。

款6 商工費、目2 商工業振興費、補正額6万5,000円でございますが、これは、商い資料館ののれんを更新するものでございます。

款7 土木費、目1 土木総務費、補正額33万5,000円。職員手当のほかに旅費やコピー、文具類の購入等でございます。

目2 登記費、補正額69万円、町道黒原上野線、平沢地先の用地測量の委託業務でございます。

款7 土木費、目1 道路維持費、補正額150万円。建設機械の修繕や燃料費、このほか、28ページになりますけれども、道路補修材料の購入費でございます。

目2 道路新設改良費、補正額123万8,000円。町道、船子地先の改良工事に伴う用地購入費、支障物件等移設補償工事でございます。

款7 土木費、目1 街路事業費、補正額124万7,000円。城下町散策絵図作成のほか、石畳工事の実績見込み減、街なみ整備事業の建物の修景事業の増でございます。

款7 土木費、目1 住宅管理費、補正額21万9,000円、施設消耗品の購入や街路灯や給湯器の修繕費等でございます。

款8 消防費、目3 消防施設費、30万5,000円の減額であります。燃料費のほか、百鉢地先防火水槽用地測量や、29ページになりますが、横山地先防火水槽工事、並びに建物の解体工事、17分団消防ホース乾燥塔工事の執行残でございます。

目4 災害対策費、補正額72万4,000円、地域防災計画印刷代、あるいは防災無線器具の家庭用の取り付けの手数料でございます。

款9 教育費、目1 事務局費、補正額、66万6,000円、これは手助けを必要とする児童生徒の特別支援教育、支援員の賃金でございます。

款9 教育費、目1 学校管理費、補正額34万7,000円。小学校関係の事務用消耗品や燃料費、コピーの借り上げ等でございます。

目2 教育振興費、補正額4万3,000円。遠距離通学費補助金1名増となったものでございます。

30ページになります。

款9 教育費、目1 学校管理費、補正額1,365万2,000円で、主なものは中学校関係の事務用消耗品、保健室の備品購入、大多喜中学校の屋内運動場の設計委託業務となっておりますが、大多喜中学校の屋内運動場の設計業務につきましては、国の地域活性化緊急安心実現総合対策による地域経済対策臨時交付金の対象とするものであります。

目2 教育振興費、補正額51万6,000円の減であります。中学校遠距離通学費補助の実績見込み減によるものでございます。

目3 学校建設費、補正額はありますが、国からの補助金が増額になりましたので、財源内容を変更するものであります。

款9 教育費、目1 社会教育総務費、補正額6万円でございます。

目2 公民館費、補正額104万円。庁用車の燃料費、光熱水費の不足見込み、修繕につきましては、公民館ホールのトイレの修繕料でございます。

目3 図書館費、補正額21万1,000円。これも光熱水費、電話料の不足を見込みました。

次になります。款9教育費、目1保健体育総務費、補正額12万3,000円。職員手当や電話料の不足を見込んでおります。

目3体育施設費、補正額67万9,000円、庁用車の燃料費、海洋センターの光熱水費、体育館の水銀灯の交換などがあります。

以上が歳出であります。32ページをお開きいただきたいと思います。

これは給与費の明細でございますが、職員手当109万8,000円を計上させていただきました。したがって、1、一般職の(1)の総括の表の真ん中の表になりますが、職員手当の内訳の比較の欄で申し上げます。左から扶養手当1万6,000円、時間外手当85万1,000円、通勤手当12万円、住居手当7万1,000円、児童手当4万円、それぞれ計上させていただきました。

以上で一般会計の補正予算の説明を終わります。

○議長(小倉明德君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番(野中眞弓君) 22ページ、19の2の2で、健康生活コーディネート事業の負担金、これは住民の参加費だと思いますが、56万1,000円の減額になっています。これは、筋肉を鍛えて、転倒予防とか、そういうふうにしよという健康教室の利用者が減っているということなのだと思います。質問するのですが、この減っている実態、その原因はどうか。本当はたくさんの方が継続してけがをしない体づくり、年をとってもけがをしない、いつまでも自立して生活できる体づくりを目指すことなので、減っているということはとても重要な問題だと思うんです。その対策について、どう考えているのか、伺いたい。

それから、23ページ、住民税減税特別措置還付金が579万6,000円の減になっています。決算からすると、これだけのもっとたくさんの方にお金が戻るはずだったのが実際に7月いっぱいやってみたら、残ったということですね。これは住民が損しているということではないかと思うんです。この余っているというか、漏れ落ちている人たちに対してどういう手だてをとるのか、伺いたいと思います。

それから、28ページ、土木です。石畳舗装工事が440万円の減になっています。実はこの石畳舗装については、9月補正で247万2,000円の減になっています。当初予算が幾らだったのかわかりませんが、1つの工事で680万円減というのは大きいのですが、こ

れはどういう原因でこうなったのでしょうか。

まずそこまでお願いします。

○議長（小倉明徳君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 22ページの健康生活コーディネーター事業参加者負担金56万1,000円についてでございますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、減の実態、また対策ということでございますけれども、これは64歳以下の利用者を当初平均60人を見込みましたが、4月から10月の実績は32.5人になっております。まずこの原因としましては、1つ目としまして、行革等の関係で、開催回数、また、開催時間を見直しをしまして、この見直しをしたことにつきまして、利用者のニーズに合わなかったというふうに考えております。

また、2つ目につきましては、開催回数、時間の減に伴いまして、トレーナーの専門的知識を持った指導者の確保が困難なことになったことが挙げられます。また、この20年度より特定健康診査、特定保健指導等が開始されることに伴いまして、国保の被保険者のみならず、社保の利用者の伸びがあるものと予想しましたが、社保の特定健康診査、また、保健指導の取り組みがおくれていること等がございまして、利用者の伸びに影響を受けているものと考えております。

そして、対策でございますけれども、県の担当課や近隣のトレーナー養成大学等に指導者の派遣につきまして協力の要請をしまいたいというふうに考えております。

また、指導者の確保が可能な場合には、開催時間の見直し、また、利用しやすい体制を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉明徳君） 税務住民課長。

○税務住民課長（岩瀬 進君） 23ページの8、諸費の関係の住民税減額特別措置還付金の関係で、漏れた人の手当てをどうするのかというようなご質問でございますけれども、ご承知のとおり、これにつきましては、今年度限りの措置で、なかなか当初見込みすることが大変困難なので、当初、予算額は1,568万円計上させていただきました。もちろんこれは県を合わせてでございますけれども、それで、実際該当する方と思われる方に全部通知をさせていただきます。6月に。7月から始まったわけですが、6月に通知を差し上げまして、出てきた方の実績が390人の方に送付させていただきます。それで、申告された方ですね、申告書を提出された方が342人で、実績で964万2,700円還付してご

ざいます。

そういうことで、残りの方はどうするかということで、一応ご案内を出してあるんですけども、いまだ出してこられない方、どういう理由かわかりませんが、48名の方がいらっしゃいます。その方については、一応、期限は7月いっぱいということで、申請期限はそうなっておりますけれども、出てきた場合につきましては、柔軟に対応してまいりたいと思っております。したがって、予算額もそれに見合うだけの数値ではないんですけども、予算は残してございます。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、28ページの款7の土木費のうちの街路事業費の石畳舗装工事の440万円の減額ということでございますが、先ほど当初予算ということをお伺いされましたので、当初予算につきましては1,747万2,000円ということでございました。その後、9月の補正におきまして1,500万円に減額をしております。これにつきましては実施設計を行った結果、減額したということでございます。そして、今回の減額につきましては、これは寺町通りの石畳の舗装工事ということでございますが、当初用地買収を行いましてやる予定だったんですが、なかなか用地交渉のほうができなくて、その分が減ることでの減額になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 1つは、税金の還付のほうなんですけれども、新たに期限は過ぎているけれども、新たにいらっしゃった方については受け付けるということなんです、それはいいのです。そういうふうはまだの人は役場のほうでは待っていますよという周知、それはどのようにしてなされますでしょうか。何も知らないと、ああもうこれは期限が切れてしまったからダメねと言って来ないと思うんですね。ですから、期限内に来られなかった人は、どうぞまだいつでもいらっしゃい、今年度中だったらいいですよみたいな、その周知徹底する必要があると思うんです。そこをどういう対策をとっていたのか、伺います。

それから、石畳舗装の件なんですけれども、単に石畳が減ったということではなくて、素人考えなんですけれども、石畳舗装をここで浮かせた分が住宅のほうの修景のほうの助成に回っているというふうにとられるんですね。9月補正でも看板代が60万円、石畳

代が247万2,000円、合計307万円という減になっていて、今度その下で街なみ整備の助成金が同額ふえている。今回も石畳舗装工事が440万円減っていて、街なみのほうは、一般財源から繰り入れられていますけれども、街なみ整備助成がふえている。普通は、今までいろいろな事業を組むときに、年度内が、いついつまでが来年度の助成を受けるときの締め切りですよというような締め切りがあって、それが過ぎると、いつでも受け付けますというのを行政がほかではそんなになんかと思いませんか。だけれども、ここの街路事業費については、随分フレキシブルなやり方をしているような気がするんですけども、そうすると、何だか行政の担当者のさじ加減でいろいろなことができる、何となく住民としては納得しかねるのですが、その辺はやっぱりきちんと守り、余ったものはほかのところに戻す。今、財政が厳しい、それこそ貧困と格差が広がる中で、町では福祉とか医療とか、住民のために使わなければいけないお金って足りないと思うんです。そういう点で、この街なみ整備助成事業の取り組み方については疑問を感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小倉明徳君） 税務住民課長。

○税務住民課長（岩瀬 進君） 先ほどの質問の再質問ということでございますので、一応、先ほど申しあげましたように、6月に該当者と思われる方に通知を差し上げてありますので、それで7月いっぱいということで、そういう決まりがありますから、その後、何件か出てきた人も、申請された方もあります。ただ、大部分の方がもう申請をされておりますので、残りの方については、一応、開いておりますという案内を差し上げるといふ考えは持っておりません。

○議長（小倉明徳君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 街なみ整備事業につきましては、平成12年度から10か年の計画で現在行っております。なお、一般の修景事業につきましては、該当地区の同意を得まして進めているものでございまして、なお、建物等の修景につきましてはそれぞれ既に申請をいただいております。その範囲の中から順番に整備修景事業を補助金をいただいてやっております、あと残すは1年ということでございますが、その中からやっておりますけれども、最近では非常に街なみ整備の効果というものが皆さん方から支持をされましてどんどんふえているという状況の中で、できるだけその申請のすべてをやりたいんですができない状況に現在ございまして、この際、この減額分を申請の出ている中から1つでも多く修景事業をやりたいということから、このような措置で組み替えでやらせていただいているという

状況でございます。

以上です。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 税金のことですけれども、広報か何かでお忘れの方はいませんか、まだ受け付けていますよというようなことで私はいいと思っているんです。初めのときに、個々にあなたはもしかしたらというお手紙を送ったということは存じております。でも、忘れてたり、忙しかったりするし、今、こういうご時世ですから、やっぱり還付があるのならできるだけ戻してあげていただきたいと思うんです。広報での周知するということはできないでしょうか。

○議長（小倉明德君） 税務住民課長。

○税務住民課長（岩瀬 進君） 先ほど申し上げましたように、一応、本人に通知を差し上げてありますので、7月いっぱいということで期限が決められております。したがって、では後はということできているわけではないんですけれども、一たん通知を差し上げてありますので、広報については一応検討してまいります。

○議長（小倉明德君） ほかに。

8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） 16ページのつぐみの森の保育園の送迎バスの業務委託について先ほどの質問です。耐用年数がきたというようなことなんですが、限度額5,000万円入っているんですね。年度別に記入してありますけれども、内容をもう少し詳しくちょっと説明していただけますか。

○議長（小倉明德君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（磯野勝廣君） つぐみの森保育園バスの関係なんですけれども、平成11年につぐみの森が開園した当時から使っておりまして、ちょうど10年になるわけでございます。

実際、乗っていてもぎしぎしきしみも出るとか、そういう形で老朽化してきましたので、この際交換といいますか、そういうような形で今回提出させていただきました。

今度の車につきましては、今までは39人乗りだったんですけれども、幼児が18人で大人が4名乗れるバスといいますか、そういう形で計画しております。

西畑方面と老川方面、これも2台ということで考えております。

以上でございます。

○議長（小倉明徳君） 8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） これは町の所有物ということで、所有物の老朽化ということで判断していいですか。

○議長（小倉明徳君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（磯野勝廣君） これは、バスは契約でございますので、これからこの議会が通りましたら、今年中に発注をして、このバスの委託会社ですべて購入ということになります。バスも人件費、送迎することすべて含めて委託契約をするわけでございます。

バスも幼児用にカエル等のいすとかそういうものを取りつけたり何かするので、結構期間がかかるということで、3か月、来年の4月から使うわけなんですけれども、このような計画をしております。

以上でございます。

○議長（小倉明徳君） 8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） 委託バスは、全部委託業者にお任せしてあるんじゃないでしょうか。バスだけ町で買って、それで、業務だけをやらせるというようなそういう感じなんですか。

○議長（小倉明徳君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（磯野勝廣君） ちょっと、うまく話が伝わらなかったと思うんですが、バスの購入すべてを委託会社で購入です。すべて、送迎をするまですべてを委託してございますので、委託会社で購入するわけでございます。

○議長（小倉明徳君） 8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） それであつたらこの補正予算は組まなくてもいいわけでしょう。おかしいじゃないですか。委託業務であれば委託業者が全部バスを買ってやるのであれば、委託業者がバスを買えばいいんだから、この補正予算は組まなくていいんじゃないですか。

○議長（小倉明徳君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（磯野勝廣君） この見積書を見ていただくように、この委託業者の中に、人件費とか、車両費、燃料費、修理費、諸費用、消費税すべて含んで5年間を計画したものでございます。それをすべてを委託するわけでございます。したがって、委託業者がバスを購入して人件費もすべてやっていただくわけでございます。それで、5年

間ということで計算をしてございます。

○議長（小倉明德君） 8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） ちょっとおかしいんだよね。委託業者に委託して全部任せてやるということであればですよ、これは町で予算を組まなくてもいいわけですよ。業者がバスを買う、それで、人も雇って運行するわけでしょう。だからそのところがちょっとおかしいじゃないですか。予算を何も組む必要ないんじゃないですか。

○議長（小倉明德君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（磯野勝廣君） 入札によってすべてやるわけなんですけれども、先ほども申しあげましたように、バスも人件費もすべて、そういうものすべて委託業者がやります。それで、補正予算でございますので…

（「そんな回答ではだめだよ。全然通じない」の声あり）

○議長（小倉明德君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） それでは、私のほうで補足をさせていただきます。

この債務負担行為というのはこの5年間を予算を確保するという意味でありまして、これは、バスについては、今、子育て支援課長が言いましたように何人乗りで何人という仕様書を示して、それで業者に年度割で最終的には5年の契約になろうかと思えますけれども、その中で、示した中で、安い、もちろんこの町内の業者か何かになりますけれども競争していただいて、要するに委託料をこれだけ、上限がここまですよという予算を確保しているものでありますので、実施になれば町のほうから要項を示した何人乗りでどういうもの、安全性はどうですよと示した中で、業者さんのほうでそれを満たしているところに、要するにそれを満たしておれば。

○議長（小倉明德君） 8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） 今、総務課長が言ったのはわかるんですよ。みんな委託業者に委託するには、いろいろな条件をつけてやらせることは、これはわかるんです。ただ、この金額はその年度の支払いの、町としてその業者に支払う額がこういう額になってくるということなんでしょう。そうではないですか。

○議長（小倉明德君） 総務課長。

○総務課長（君塚良信君） 全くそのとおりでございまして、この債務負担行為というのは、先のほうまで契約しますので、これをこの年に払う上限の額を定めたものでありまして、債務負担というのはそういうものなんです。先のこと、契約するのに当たりまして、そうい

う予算を確保できていないと、契約できないものですから、この限度額はこの範囲内で町は予算措置しますよということでご理解いただければと思います。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） バスって5年間でがたがたになって使えなくなるものなんじゃないか。10年ですか。そうすると、今回バス代も含めて委託料でしょう。

○議長（小倉明德君） 今、野中さんの質疑、答弁は。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、午前中の会議はこれで閉じ、午後は1時より会議を再開します。この間に記念写真の撮影と昼食をとっていただきたいと思います。

以上でございます。

休憩します。

（午後 零時08分）

○議長（小倉明德君） 会議を再開します。

斎藤守さんが1時間ほど中座する報告がありました。

（午後 1時01分）

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第8、議案第3号 平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 37ページをお開きいただきたいと存じます。

平成20年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,569万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,810万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、42ページをお開き願います。

今回の主な補正の内容でございますが、保険給付費でございますが、執行状況による増分としまして、また、一般被保険者高額療養費の支出を見込み計上にかかる増によるものでございます。

歳入からそれではご説明をいたします。

4款国庫支出金、1目療養給付費等負担金、補正額4,376万円。実績による増でございます。

5款療養給付費交付金、1目療養給付費交付金、補正額444万4,000円につきましては、過年度分の額の確定による増でございます。

6款前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、額の確定によりまして、3,819万1,000円の減額でございます。

9款繰入金、1目一般会計繰入金、補正額81万6,000円。保険証のカード代及び備品購入による増分として計上をさせていただきました。

10款繰越金、2目その他繰越金、補正額1,486万6,000円。これは前年度実績増による繰越金でございます。

43ページに移りまして歳出でございますが、1款総務費、1目一般管理費、補正額77万

2,000円、11節需用費につきましては、消耗品費としまして、保険証のカード代6,600枚分でございます。18節備品購入費は、これはレセプト用のパソコン平机代でございます。

2項運営協議会費、1目運営協議会費、補正額4万4,000円。国保運営協議会開催回数増分により計上をさせていただいたものでございます。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費、補正額2,030万円。

2目退職被保険者等療養給付費、補正額870万円。

3目一般被保険者療養費、補正額63万円でございますが、いずれも執行状況による増に伴い計上させていただきました。

44ページをお開きいただきたいと存じます。

2款保険給付費、1目一般被保険者高額療養費、補正額400万円。高額療養費執行状況による増に伴うものでございます。

3項移送費につきましては、財源内訳の変更でございます。

5項葬祭費、1目葬祭費、補正額20万円。執行状況の増に伴い、見込み計上いたしました。

3款後期高齢者支援金、これにつきましては財源内訳の変更でございます。

45ページに移りまして、5款老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金につきましては、額の確定により1,116万3,000円の減額をいたしました。

6款介護納付金でございますが、財源内訳の変更です。

8款保健事業費、1目保健事業費、補正額57万円。執行状況の増に伴い、人間ドック経費補助金を計上いたしました。

9款諸支出金、3目償還金、補正額164万2,000円。額の確定による増分でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 43ページの保険給付金の絡みなんですけれども、いろいろな方がいろいろ受診なさったその保険給付金ですが、資格証の世帯の受診状況はどうなっているのでしょうか。

それから、資格証世帯の子供の受診状況はどうなっているのでしょうか。

ただ、未就学児については、本町では乳幼児の医療費無料化とのかかわり合いで保険証が出ているというふうに伺っておりますけれども、もしわかりましたらお願いします。

そして、就学児、小学校1年生から中学3年生までの受診状況について伺います。これが1点。

2点目、もう1つは、普通の一般家庭ですね、保険証交付世帯の受診状況、簡単に実人数等、回数がどのくらいなのか、教えていただきたいと思います。

それともう1点、ここにはありませんけれども、10月8日の国民健康保険の運営協議会で、助産費が35万円から38万円、3万円値上げになると。それは、よその町から、私は単純にふえるのかと思っていましたら、赤ちゃんが生まれるときに、重大な事故があって脳性麻痺などにかかったときのための保険が来年1月1日から実施されると。それだということで、運営協議会では、条例の変更の部分まで出たと思うのですが、今回、出ていませんし、1月1日から始まるとなると、今のここでやっておかなければ間に合わないのではないかと。そして、勝浦市とか御宿町では、この12月議会で、もう御宿は終わってしまいましたけれども、条例変更が行われているわけです。その辺、本町ではどうなるのでしょうか。

その3点について伺いたいと思います。

○議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） ではお答えをさせていただきます。

19年度の実績でございますが、資格証世帯の受診状況、大人につきましては2人でございます。延べ日数は外来で14日。子供につきましては、未就学児、ゼロから5歳までの方につきましては受けておりません。それと就学児6歳から18歳につきましても、やはり受けておりません。

それと、一般世帯の保険証の交付世帯の受診状況ということでございますけれども、実人数とか回数はうちのほうとしては把握しておりませんけれども、延べ日数で説明させていただきます。まず延べ日数につきましては、外来入院、歯科、薬剤等を含めまして7万2,935人。日数につきましては、延べ日数13万9,934人でございます。

それと3点目の条例改正とのご質問でございますけれども、条例につきましては、当初運営協議会のときには、今回条例を提案させていただく予定でございましたけれども、国のほうからまだ条例等の改定が示されておられませんので、国のほうから来ましたらまたかけたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑はありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 条例変更の件なんですけれども、よその自治体では、この12月にかかっている、1月からかかれるんだけれども、大多喜町の場合は結局条例変更しなければ出せませんよね。補正をとらなければ出せませんよね。そうすると、大多喜町の若い赤ちゃんを産めるお母さんが、もしもその間で生まれるようなことがあれば損益をこうむるわけですよね。実際は1月1日から始まるわけですよね。私、ようやくインターネットで出すことだけはできるようになりまして、厚労省の国保法の施行令を出したのですが、あれは有料でして見ることができませんでした。だけれども勝浦では現行法の施行令によりということを出されたんだそうです。だから、もう出ているのではないかなと思うのですが、それは、本当に出ていないんでしょうか。

○議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 議員のほうからも質問等ございましたけれども、実際まだ出ておりません。それで、もし出るようであれば、確かに議員のおっしゃることもございますので、臨時議会等、そういうもので考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（小倉明德君） 討論を省略に異議がありますので、これから討論を行います。

本案に反対者の発言を許します。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 保険給付が大分ふえているのですけれども、その中でやはり前議会から私が問題にしております資格証世帯、本当に医者にかかれないという現実がこの今課長の答弁してくださった数字に明らかにあらわれていると思うんです。お金がない人は医療も受けられない、こういう保険制度であっては困るわけです。そのところの手だての全くとられていない今補正案には反対いたします。

○議長（小倉明德君） 本案に賛成者の発言を許します。

9番有家さん。

○9番（有家 功君） 私は、今回提出されましたこの国民健康保険特別会計補正予算の内容につきましては、この会計の持っている性質、そういうものからして妥当な補正ではないかというふうに考えます。したがって、私は賛成をいたすものであります。

○議長（小倉明德君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（小倉明德君） 挙手多数です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第9、議案第4号 平成20年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 47ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度大多喜町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,817万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、51ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正の主な内容でございますが、今年度10月末現在の給付実績を考慮し、当初見込額より実績額が下回る見通しのため、3,100万円を今回減額補正するものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

1 款支払基金交付金、1 目医療費交付金、補正額1,550万円の減額でございますが、実績額が下回る見通しのため、3,100万円に対する法定負担割合50%分でございます。

2 款国庫支出金、1 目医療費国庫負担金、補正額1,035万4,000円の減額につきましては、負担割合33.4%分でございます。

3 款県支出金、4 款繰入金につきましても、実績額が下回る見通しのため、法定負担割合8.3%分、257万3,000円をそれぞれ減額計上いたしました。

52ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、2 款医療諸費、1 目医療給付費、補正額3,100万円の減額でございますが、当初見込額より医療給付費の実績に基づく減によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第10、議案第5号 平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） それでは、53ページをお開きいただきたいと存じます。

平成20年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ876万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,602万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたしますので、57ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の主な補正内容でございますが、介護給付費、これは居宅介護福祉用具購入事業、高額介護サービス事業、特定入所者介護サービス事業等の増でございます。また、地域支援事業でございますが、介護予防特定高齢者施策事業料の減に伴う補正でございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

1款保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額27万8,000円の減額でございますが、介護予防特定高齢者施策事業料の減によるものでございます。

4款国庫支出金、1目介護給付費負担金でございますが、福祉用具購入事業、高額介護サービス事業、特定入所者介護サービス事業の増に伴う介護法定負担金の増で201万6,000円を計上させていただきます。

4款2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額84万円。福祉用具購入事業等の増に伴う法定負担金8.34%分でございます。

2目地域支援事業交付金、介護予防事業、補正額36万5,000円の減でございますが、介護予防特定高齢者施策事業料の減によるものでございます。

58ページをお開き願います。

5款県支出金、1目介護給付費県負担金、補正額125万9,000円を計上させていただきましたが、福祉用具購入事業等の事業の増に伴う法定負担金分でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防事業18万3,000円の減でございますが、介護予防特定高齢者施策事業料の減によるものでございます。

6款支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては、福祉用具購入事業等の増に伴い、補正額312万4,000円を計上させていただきました。

2目地域支援事業支援交付金、補正額45万3,000円の減でございます。

7款繰入金、1目一般会計繰入金、補正額122万4,000円でございますが、1節につきましては、福祉用具購入事業等の増に伴い、法定負担金としまして、125万9,000円、2節につきましては、介護予防特定高齢者施策事業料の減により18万3,000円の減額。4節につきましては、扶養者1人増に伴い、4万7,000円でございます。

59ページに移りますが、5節事務費繰入金10万1,000円につきましては、法令等の追録代としてそれぞれ計上をさせていただきました。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額158万円。福祉用具購入事業高額介護サービス事業等の事業増による保険料不足分でございます。

60ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出でございますが、1款総務費、1目一般管理費、補正額14万8,000円、扶養者1人増及び消耗品費、燃料費代として計上をいたしました。

2款保険給付費、7目居宅介護福祉用具購入費、補正額19万4,000円、福祉用具購入事業量の増によるものでございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費につきましては、事業量の増に伴い、補正額277万円を計上させていただきました。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額711万4,000円でございますが、事業量の増により計上をさせていただきました。

61ページに移りまして、5款地域支援事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、補正額146万2,000円の減額でございますが、生活機能評価、受診者減による委託料の減でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 57ページ、前年度普通徴収保険料が27万8,000円の減になっております。この内訳について伺いたいと思います。

例えば、被保険者が死亡して亡くなったとか、あるいは普通徴収の滞納が何ぼとか、ありましたら教えていただきたいと思います。特に滞納者数については、よろしく願いします。

そして、滞納者数があった場合、サービスカットなどの制裁は本町ではやっているのでしょうか。

もう1つ、61ページにいきます。5の1の1、介護予防特定高齢者施策事業費なんですが、その下の具体的に生活機能評価委託料146万2,000円減の内容を教えてください。どこの家庭でもいずれお年寄りを抱えることになると思いますが、介護予防って本当に重要だと思うんです。だから、どういう事業が行われていて、どこの部分が減額されたのか、そういうことについては、具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 57ページの第1号被保険者保険料の関係でございますけれども、これは先ほどもご説明をいたしましたけれども、生活機能評価の委託料による減でございます。

滞納者とその実態ということでございますけれども、平成20年11月末現在の滞納者数でございますが、過年度分につきましては28人、額にしまして69万7,200円、それから現年度分につきましては33人、これはこの中には過年度分12名が含まれております。未納額につきましては24万4,200円でございます。

それと、滞納者数の実態というご質問もございましたのでお答えをさせていただきますが、まずこの滞納者数の実態でございますけれども、経済的な困窮者、これが26人、それから単なる遅延15人、制度の不理解者、要するに不満等を持っている方だと思いますけれども、その方が4人、あと、転出、本人死亡、行方不明が4人でございます。合計49名おります。

それと最後のご質問、61ページの生活機能評価の委託料の年額についてでございますが、これは既にご存じとは思いますが、介護予防特定高齢者施策事業、これにつきましては、65歳以上の方で要介護状態となるおそれのある方を特定しまして、その方に対し、要介護状態にならないよう、介護予防事業を実施をしておりますけれども、その方たちを特定するための検査を生活機能評価といいます。その検査内容につきましては、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定等々でございます。

生活機能評価の委託料146万2,000円の減額につきましては、生活機能評価の前に日常生活におきまして、質問事項を記された基本チェックリストを受診者自身にこれを記入していただき、その結果、生活機能評価を受ける必要があるというふうに判定をする判定料でございますけれども、判定料につきましては予算計上しておりましたが、その判定料が不要になったということで、個別健診を予定をしておりましたが、医療機関の現状ではできないと

いうことのでございましたので、今回、この額を減額させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ございませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 滞納者へのサービスカットなど、制裁があるのかということについて、お答えいただいております。

○議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 失礼しました。

滞納者へのサービスのカット、制裁があるかというふうなご質問でございますけれども、実際滞納しておりますも介護サービスの制限をしているものはおりません。ただし、介護保険法、法律の中では、保険料の滞納期間が1年を超える場合につきまして、保険給付費の償還払い、保険給付費の一時差しとめ等の措置をとることができるようになっております。

また、保険料の徴収権が時効となっている未納保険料がある場合につきましては、保険給付を9割から7割の減額、また、高額サービス費等の支給をしない措置ですか、そういう措置をとることは、法律の中ではできるようになっておりますけれども、当町につきましては、先ほどもご答弁をさせていただきましたが、とっている者はおりません。

以上です。

○議長（小倉明德君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第11、議案第6号 平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（岩瀬鋭夫君） それでは、67ページをお開きください。

平成20年度大多喜町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,883万4,000円とする。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、70ページをお開き願いたいと思います。

それでは、歳入からご説明をいたします。

1款介護給付費交付金、2目施設介護給付費交付金、補正額158万4,000円でございます。これは、長期入所者の介護給付費交付金の施設利用分及び食事介護分でございます。

2款分担金及び負担金、2目施設介護給付費負担金、補正額38万8,000円でございます。これにつきましては、長期入所者の介護給付費負担金の施設利用分、及び食事介護分でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

70ページの2でございます。

1款総務費、1目一般管理費、補正額63万6,000円でございます。これについては、コピー用トナーカートリッジなどの消耗品及び企業会計移行準備に伴う基礎資料作成業務委託料でございます。

2目施設管理費、補正額73万6,000円でございます。これは入浴介護用の着衣、給湯配管再検査、排水溝の修繕及び特殊建築物定期検査委託料でございます。

2款事業費、2目施設介護サービス事業費、補正額60万円でございます。これは、入所者の

食事の賄材料費でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 70の2、1の1の1ですが、資産台帳作成業務委託料58万6,000円の内容について伺います。

その下の建物調査業務委託料、この内容も伺いたいのですが、9月補正で老人ホームは、20万円の同様の項目で予算計上がされていると思いますが、そことの関連もお願いいたします。

○議長（小倉明德君） 老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（岩瀬鋭夫君） それでは、まず資産台帳作成業務委託のほうからですが、特別養護老人ホームは特別会計で今実施をしておりますけれども、企業会計に移行すべく、現在事務を進めているところでございます。この企業会計では、所有する資産を減価償却し、勘定科目により計上する必要が生じてまいります。老人ホームの資産は土地、建物、その他備品に至るまで、その数量は1,000件以上にも及び、既に粗出しについては終わっております。この中で一定金額を超える資産について、選定をして資産としてとらえ、減価償却費として計上してまいりますけれども、資産の掌握について基本となるもので初年度が大切になってくる必要性がございます。そのため、専門業者に委託して、精度の高い資産台帳を作成していきたいというふうに考えております。

続きまして、建物調査業務委託料ということでございますけれども、議員のご指摘のとおり、9月補正で20万円をいただいておりますけれども、この20万円につきましては、数値が、まだ金額がはっきりしておりませんで、一応20万円ということで計上させていただきました。それでその後、専門業者といえますか、設計業者といえますか、そこに調査、どのくらいかかるのかということで問い合わせをしたところ、55万6,000円かかると、その程度かかるということでございまして、その差額の35万6,000円を今回計上させていただきましたということでございます。その内容につきましては、建築基準法に基づく調査でありまして、特殊建築物あるいは遊戯施設、それに付随する昇降機、建築設備、これらを有する所有者、管理者、または占有者が特定行政庁、これは県になると思

います、指定する建築物について、専門技術を有する資格者に調査、検査をさせて、その結果を報告しなければならないということになっております。この定期報告制度は、その建築物の安全性を確保することを目的としているわけですが、最近では、その建築物の昇降機など事故が多発していることから、本年4月1日から、その定期報告制度が見直しをされまして、さらに複雑な調査が導入されることになったことから、この調査をしなければならないということで、今回、その不足分としまして、35万6,000円を計上させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（小倉明徳君） ほかに質疑ありますか。

9番有家さん。

○9番（有家 功君） 関連でちょっと1点だけ質問させていただきます。

今現在の入所者なんですけれども、入所希望の待ちの状況を教えていただきたいと思っております。一番最近のあれでお願いしたいと思っております。町内と町外の人たちの人数ですか、入所希望という形で教えていただきたいと思っております。

○議長（小倉明徳君） 老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（岩瀬鋭夫君） 最近の待ちの状況ということでございますけれども、正確な数字はちょっと持ち合わせておりませんので、大変アバウトな数字で失礼ですけれども、およそ120名ぐらい。それから、町内と町外の入所者数ということでございますけれども、この正確な数字がちょっとございませんので、およそのパーセントと申しますか、そのくらいで回答させていただければと思いますが、町内が60から65%ぐらい、町外が45から35%ぐらいというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（小倉明徳君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明徳君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明徳君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉明德君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小倉明德君) 日程第12、議案第7号 平成20年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

水道室主幹。

○水道室主幹(中村邦之君) それでは、ご説明いたします。

71ページをお開きください。

議案第7号 平成20年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

第1条、総則でございますが、平成20年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございますが、第1款水道事業費用448万1,000円。内訳といたしまして、第1項営業費用に448万1,000円でございます。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条、本文括弧中、これは資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額でございますが、1億2,835万3,000円を1億2,977万7,000円に。当年度分損益勘定留保資金の1億1,341万6,000円を1億1,484万円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございますが、第1款資本的支出142万4,000円、内訳といたしまして、第1項建設改良費に142万4,000円でございます。

次のページ72ページをお開きいただきたいと思います。

次にたな卸資産購入限度額、第5条予算第9条中、210万6,000円を287万5,000円に改める。

次に内容をご説明いたしますので、74ページをお開きください。

補正予算基礎資料でご説明いたします。

収益的収入及び支出の支出でございますが、第1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費補正額157万円。内訳といたしまして、19節修繕費70万円。施設修繕の増による不足分でございます。

それから、21節、動力費80万円。井戸、浄水場、電気料の不足、それから23節の材料費7万円、これは補修用材料費の不足分の合計でございます。

2目配水及び給水費、補正額271万7,000円。内訳といたしまして、19節修繕費200万円、漏水修理、加圧施設修繕でございます。

23節材料費71万7,000円。貯蔵品漏水修理等棚卸資産購入不足分の合計でございます。

3目総係費、11節の燃料費5万3,000円、燃料費の不足分でございます。

6目、その他営業費用、1節材料売却原価14万1,000円。これは水洗浄水機ボックス材料売却原価の不足分でございます。

続きまして、次に76ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出の支出でございますが、第1款、資本的支出、1項建設改良費、1目配水施設費、補正額が37万4,000円。23節の材料費でございますが、配水管の材料支給で工事を実施する場合の材料費の不足分でございます。

5目浄水施設費、補正額105万円。34節工事請負費でございますが、横山浄水場、ろ過機の流量計の交換工事でございます。

次に、棚卸資産購入限度額でございますが、補正額76万9,000円、漏水修繕用材料、貯蔵品購入費等でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小倉明德君） 日程第13、議案第8号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

自動車学校長。

○自動車学校長（中村 勇君） 77ページです。

議案第8号 平成20年度大多喜町自動車学校事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

提案理由といたしましては、このたび、千葉県指定自動車教習所協会と協会参加各教習所、さらに千葉県警察本部交通部運転免許本部を結んだ情報ネットワークの構築、業務用アプリケーションの導入など、情報ネットワークシステムを構築することにより、県内指定自動車教習所協会の効率化を図り、情報化に積極的に対応し、経営活動を生かしたいくため、県下全教習所で導入することになったことから、当方でもこの機器を購入するための予算措置を行うものであります。

すなわち、県警、指定自動車教習所協会、各教習所の3組織を専用の回線をつなぎ、内容的には協会連絡業務、講習関連業務、集計業務、指定届け出業務等々であり、既に他校は関連工事を進めており、12月中に試験運用し、来年4月から本運用の予定になっておりますので、12月議会に増額補正を提案するものであります。

本文に入ります。

総則、第1条、平成20年度大多喜町自動車学校事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出、第2条、予算第4条本文括弧書中の362万9,000円を391万

9,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出について。科目、第1款資本的支出、予定額362万9,000円、補正額29万円、計391万9,000円。

第2項建設改良費、補正額29万円、計29万円。

なお、詳細につきましては、次の78ページの補正予算実施計画をお開きください。

目1固定資産取得費補正額29万円、計29万円であります。補正額の29万円につきましては、提案理由で説明したとおりであり、次ページ79ページの積算基礎資料の節1備品購入費29万円はネットワークシステム機器導入であり、増額補正を計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（小倉明德君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉明德君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 1時57分）

○議長（小倉明德君） 会議を再開します。

10番斎藤守議員が議席に着きました。

◎一般質問

○議長（小倉明德君） 日程第14、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（小倉明德君） 1番、藤平美智子さん。

○1番（藤平美智子君） 平成20年12月定例議会におきまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、ジェネリック医薬品の住民への周知についてお伺いいたします。

ジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品は、新薬の特許が切れた後、厚生労働大臣の承認を得て、別の会社が同じ有効成分、機能でつくった薬です。研究開発費がかからないため、価格は新薬に比べて2割から7割と格安と聞いております。このジェネリック医薬品については、テレビCMなどで名前を聞いている人も多いとは思いますが、その意味を知っている人は少ないように思います。

新薬と同じ成分、効能で値段が安いという利点が特徴として上げられております。年々増加する医療費の抑制も図られるという一石二鳥であります。全国初でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいる広島県呉市では、ジェネリック医薬品仕様通知サービスとして、国民健康保険の加入者に対し、新薬からジェネリック医薬品に切りかえた場合に削減できる金額を示した通知書の発送を始めております。通知書には薬ごとに単価、数量、薬代、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の削減額の明細が記載されており、糖尿病や高血圧など、生活習慣病により薬代が高額な加入者を対象に約3万人に発送した結果、中には支払い額が7,400円も軽負担で済んだというケースもあったと聞いております。

また、一部市民からは医療費を自分で抑えることはできない。自分たちの意思で出費を減らされるのは薬代ぐらいであり、しかも市の財政に貢献できると、行政の取り組みを高く評価されているようであります。

本町としましても、医療費抑制のため、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の負担実態、額の明細を医療費のお知らせに載せられるように考えてはと思っておりますが、いかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、藤平議員の質問の1番目、ジェネリック医薬品の住民への周知についてということであります。

ジェネリック医薬品の住民への周知についてでございますが、ご質問にもございますよう、ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れてから、同じ有効成分の薬を他のメーカーが発売できるようになり、販売されたのが後発医薬品で、新薬と同じ有効成分、用法容量で同等の効果を持つようにつくられていると聞いております。

また、価格につきましては、開発をされました新薬の実績を踏まえつくられるので、開発コストが安く済むため、半額程度に設定されているものもあるようであります。

さて、ご質問のジェネリック医薬品に切りかえた場合の医療費負担実態額の明細を医療費のお知らせに載せる考えについてということでございますが、医療費のお知らせにつきましては、保険者が通知をしております。大多喜町の場合は国保被保険者に通知をしております。

現在、医療費のお知らせにつきましては、千葉県国民健康保険団体連合会の共同事業で実施をしておりますが、お知らせをしている内容は診療を受けた医療機関等の名称、診療区分、日数、医療費の額、窓口負担額となっております。現状では使用した薬品について、診療報酬明細書により薬品名を拾い出し、その薬品にジェネリック医薬品があるかどうかを調べて価格を比較するのは、大変難しいと思われまます。

ただ、急速に進みます高齢化により、医療費がふえている中で、このジェネリック医薬品に変更することにより、自己負担も減り、医療費の抑制にもつながります。また、厚労省は、平成24年度までにジェネリック医薬品のシェアを現在の16.9%から30%に押し上げようとして使用促進対策に取り組んでいる等ありますので、ジェネリック医薬品について、何らかの形で知らしめるよう、今後、町としても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 1番藤平さん。

○1番（藤平美智子君） 医療費抑制を目指す国の施策であります。国は、経済財政改革の基本方針2007年度は17%だった後発品の数量シェアを12年度までに30%以上にすることを掲げました。実現すれば4,300億円も医療費を抑制できると言っております。

本町でも医療費削減のためにもぜひ通知サービスを試してみたいと思っておりますが、今、難しいということですので、それでは、町広報紙に掲載していただくことをお願いいたします。この質問を終わります。

次に、定額給付金の取り扱いについてお伺いいたします。

政府与党の新たな経済対策の柱となる総額2兆円規模の定額給付金については、急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という2つの意味合いを目指す施策といえます。総務省が定める国のガイドライン、これは11月28日発表になりましたけれども、これに沿って、高額所得者を除く問題を含め、各市町村に権限を与える形で交付要綱が示され、対応することになりました。

大事なことは、スピーディーな対応とスムーズな運用、そして、無事故のために準備作業に万全を尽くすべきであると考えます。支給額は1人当たり1万2,000円で、18歳以下の子供や65歳以上の高齢者には8,000円が加算するものであり、夫婦と子供18歳以下2人の4人家族で6万4,000円の支給となります。中低所得者に恩恵が手厚いのが特徴となっております。

本町での人口は現在1万976人と伺っておりますが、このうち、65歳以上、18歳以下の方が何人かいらっしゃると思いますが、町には相当の給付金が入ってくると思われれます。この給付金に対して、地域経済向上対策、また、商店街の活性化の起爆剤にどうつなげていくのか、また、定額給付金について、どのような期待を持っていらっしゃるのか、お伺いいたします。

そして、焦点となっている所得制限の設定の考えは支給窓口となる市区町村の判断に委ねることと言われていっておりますが、本町においては、この所得制限の対応はどのように考えていらっしゃるのか、合わせてお伺いいたします。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 次に定額給付金の取り扱いについてというご質問でございます。

今、地方経済がかなり厳しい状況下にあることから政府が景気浮揚対策の一つといたしまして報道をされているような額を給付したいということを出されております。ただ、いつ、どのような方法でこの給付金を支給するのかなど、詳細につきましてはまだはっきりしておりませんが、給付はほぼ決定であろうと判断しております。

いずれにいたしましても、所得制限のことや、給付することによる本町経済の向上対策などは、今後、国から示されます内容を踏まえるとともに、役場内の関係各課による検討チームをつくりまして、支給に向けた課題整理を行っていく考えであります。

なお、その結果等につきましては、議員の皆様方にもご説明を申し上げたいと存じます。
以上であります。

○議長（小倉明德君） 1 番藤平さん。

○1 番（藤平美智子君） 12月17日付の日本経済新聞に載った調査では、63%の人が定額給付金に賛成だったように、国民の多くはホットな話題にしっかり反応していると思います。本町でも年金暮らしの高齢者の方たちからはおいしいものを食べたい、また、育ち盛りの子供のいる家庭では生活支援策になるし、電化製品や衣料品代にもなるとの声もあります。実施日を待ち遠しく思っております。少しでも多く町内で消費され、活性化されることを望みます。

そこで、本町では総額どのくらいになるのか、支給方法をお聞かせいただきたいと思えます。また、18歳以下、65歳以上の方がどのくらいいるのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（小倉明德君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、給付金のどのくらいの額かということなのですが、額の前に人数的にどのくらいの人がおるのかということで、実はこの話が出まして、私のほうもざっと調べてみたんですが、11月末現在ということでご理解いただきたいと思えますが、ゼロ歳から18歳、また、65歳以上ということでこのときの数字が5,027人おりました。そうしますと、1万2,000円の8,000円の加算ですから、こういった人たちには2万円が出るということでございますので、約1億54万円という数字になります。

それと、それ以外の人、いわゆる19歳から64歳までの人数でございますけれども、これが5,949人おりました。それに1万2,000円ということですから金額にしますと7,138万8,000円、合計しますと大多喜に来るだろうという額が1億7,192万8,000円という額になります。それだけでよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（小倉明德君） 1 番藤平さん。

○1 番（藤平美智子君） 町民の生活を守り、安心して暮らしていくためにもさまざまな問題があると思いますが、定額給付金は、町民においても心待ちにしていることと思えます。先ほど検討チームを設置ということですので、無事故でスピーディーに給付できることを強く望みます。

また、給付を装った振り込み詐欺等の犯罪防止のために総務省や警察庁、生活安全局からチラシが出ております。本町におかれましても広報紙や防災無線等で住民の皆さんに啓発していただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

最後に防水型緊急通報装置導入についてお伺いいたします。

本町で利用されている緊急通報装置のペンダントは、防水型でなく、高齢者の場合、入浴中の事故等が多く発生しております。特に、浴室は密室であり、外部との連絡がほとんどとれない状況にあります。

現在、町で利用している緊急通報装置のリモコンスイッチは防水型ではないため、高齢者の方が入浴に持ち込むと故障が発生すると伺いました。今日、防水型のリモコンスイッチも開発されているようです。このような防水型のリモコンスイッチの切りかえ、高齢者への安全確保のためにも、ぜひ取り組んでみてはと思いますが、町でのお考えをお伺いいたします。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 同じく、藤平議員の質問にお答えをしたいと思います。

防水型緊急通報装置の導入についてということですが、現在実施をしております緊急通報体制等整備事業は、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置をレンタルをし、利用者が緊急時に受信センター等に通報することにより、救急、安否確認等を迅速に行うことを目的に実施をしております。

現在、レンタルをしております機種につきましては、首かけ式で簡易防水にはなっておりますが、完全防水ではございません。浴室への持ち込み等をいたしますと故障の原因になります。メーカーに完全防水型の機種について問い合わせをしたところ、いまだ完全防水型の機種はないとのことでした。

確かに浴室等での使用も考えられますので、防水型緊急通報装置の導入につきましては、今後、十分検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 1番藤平さん。

○1番（藤平美智子君） インターネットで私も調べてみました。防水型の緊急通報システムと言われているものはいろいろと開発されておりますが、どのようなものが適当であると断言はできませんが、浴室での緊急事態は高齢者にとって、最も不安であり、他の人へ状況を伝えることが困難な場所でもあります。ぜひとも浴室での使用に耐えられる防水型の緊急通報システムの導入をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

◇ 正 木 武 君

○議長（小倉明德君） 次に、5番、正木武さん。

○5番（正木 武君） 通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、ヤマビル有害鳥獣駆除について。

本町には自然が多く残り、きれいな風景を楽しめる要素のある里地、里山がたくさんあると思います。また、高齢化が進んでいるにもかかわらず、先祖伝来の農地を耕し、収穫を楽しみにしている人もたくさんいます。ところが、数年前よりヒルの生息が広がり、人体に障害をもたらすだけでなく、イノシシやシカ、サル等の有害鳥獣の数がふえ、ヒル対策や有害鳥獣駆除が緊急の課題となっています。貴重な町民財産の価値を守り、町のイメージを悪くしないためにも具体的な対応が必要と思いますし、一部の地域だけの問題ではなくなっていると思われま。

そこで、次の4点について伺います。

まず1点目、町内のヤマビル生息地の現状をどのように認識しているか。

2点目、町内の各種有害鳥獣の生息状況をどのように認識しているか。

ここ数年間、実施してきたヤマビル対策や有害鳥獣駆除の状況と効果について。

4点目、ヤマビル対策や有害鳥獣駆除に対する今後の取り組み方についてお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） それでは、正木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

4点ほどあるようではありますが、まず1点目の町内のヤマビル生息地の現状をどのように認識をしているかというご質問でございますが、生息範囲につきましては、老川地区につきましては、全域、西畑地区につきましては、板谷、紙敷、中野周辺、湯倉周辺を除いた地域で生息が見られるようであります。

また、最近では総元地区の久我原地区においても見つかったとの情報がございます。ヤマビルの活動期間は4月から11月といわれ、6月下旬から9月中旬までが生息活動に最も適した気象条件と考えられております。特に、雨中、雨後は活動が活発となるようであります。人の生活している周辺や家の中に入り込んでくるということで、気づかないうちに吸血をされ、吸血時にはほとんど痛みが感じられず、出血により被害を知ることが多いようであります。

ヤマビルの伝播は主にシカが媒介をしていると考えられております。また、サル、タヌキ、ウサギなどの野生動物やイヌ、ネコにも関与していると言われております。

ヤマビルはその生態から嫌悪感や取りつかれたときの恐怖感があり、いずれにいたしまし

ても非常に困った不快な生物でございます。

次に、2点目の町内の各種有害鳥獣の生息状況をどのように認識をしているかというご質問でございますが、有害鳥獣と言われております動物につきましては、サル、シカ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス、キジバト、カルガモ等でございます。サルにつきましては老川地区の全域、西畑地区の一部に見られ、地域間での移動が見られております。また、シカにつきましては上瀑地区の小土呂地先で見たという情報もございますので、ほぼ町内全域で生息しているものと思われまます。イノシシにつきましては、町内全域で生息が確認をされておりました、1年を通じた被害が発生をしております。また、近年ハクビシンやアライグマにより被害が目立ってきておりました、生態がよく似ており、魚類、野菜、果物を好んで食べ、屋根裏にすみつくなど、繁殖力が極めて旺盛で個体数の増加による被害の拡大が懸念をされているところであります。

次に3点目のここ数年間実施しておるヤマビル対策が有害鳥獣駆除の対策の状況と効果ということでございますが、ヤマビル対策につきましては、千葉県自然保護課によりますヤマビル防除講習会の開催、また、町によります木搾液等の配布がございます。それなりの効果があると思われまますが、生息範囲が拡大をしつつあるのが実態でございます。

また、有害駆除につきましては、農地への侵入を防ぐ電気さくや金網のさく、簡易な電気さく柵の設置事業を毎年予算の範囲内で行っておりました、電気さくにつきましては、平成19年度までに延べ1万4,835メートル、金網さくで延べ9万887メートルとなっております。

本年度につきましては、電気さく、金網さく合わせまして3,800メートルの予定でございます。有害獣駆除の最も有効な手段であります捕獲についてであります、猟友会によります猟銃によるシカの一斉捕獲を実施しており、春と秋に延べ30日間実施をしております、90頭の捕獲がありました。猟銃やわなによる捕獲につきましては、サル31頭、イノシシにつきましては179頭が平成20年11月までの捕獲数でございます。

ちなみに平成17年度実績では、サルが31頭、シカが129頭、イノシシ198頭。また、平成18年度ではサルが79頭、シカ95頭、イノシシ335頭。平成19年度ではサルが29頭、シカ129頭、イノシシ135頭の捕獲となっております。

次に4点目のヤマビル対策や有害鳥獣駆除に対する今後の取り組み方についてというご質問であります、本町でのヤマビルの生息区域、野生獣によります被害区域は年々拡大をしてきておるのが現状でございます。ヤマビル対策につきましては、千葉県にお願いをしてヤマビル防除講習会の開催を考えております。この講習会につきましては、千葉県衛生研究所

や森林研究センターの研究者によりますヤマビルの生態、駆除や防除方法についての講習や現地での薬剤を使つての専門的な見地での実技指導によりまして、ヤマビル対策に一定の効果が期待できるものと思われまゝ。

また、有害鳥獣駆除の取り組みにつきまゝは、従来より実施の防護さくの設定に対しての補助のほか、1年を通じて駆除ができるように捕獲許可を受け、猟友会にお願いしての猟銃や箱わな、くくりわなを使つての捕獲、ハクビシンやアライグマ等につきまゝは、小型の箱わなの貸し出しによります捕獲や防除方法の啓発指導、また、個体数を減らすのが被害防止に最も効果があると思われまゝるので、農家等にわなの免許取得をお願いをして、捕獲者の増加を図つてまいりたいと考えております。

また、本年8月に鳥獣によります農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる特措法に基づく大多喜町鳥獣被害防止計画を策定をし、知事の認定を受けたことによりまして、鳥獣被害の防止対策に国の支援が受けられるようになりました。この国の支援を有効に活用するとともに関係機関、また、関係団体と連携を図りながら、駆除対策を進めてまいりたいというふうと考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 5番正木さん。

○5番（正木 武君） 先ほどの3番目の質問に対して木搾液が配布されているということでございますが、今も実施しているのでしょうか。

○議長（小倉明德君） 農林課長。

○農林課長（角田健一君） 木搾液につきまゝは、多少在庫がございます。しかし、今、皆さんからの要望が来ておりませんので、その段階で考えたいと思います。

○議長（小倉明德君） 5番正木さん。

○5番（正木 武君） いずれにしても、町においてもこのヤマビル対策は、重要な課題でありますし、町のイメージダウンにつながると思つたしますので、国や県などの協力もいただけるようでございますので、町において抜本的な対応をしていただくようお願いをしまして、この質問を終わります。

次に、養老溪谷における観光客向け駐車場と公衆トイレの整備についてお伺いします。

ここ数年間、関係者のご協力、ご支援と理解により養老溪谷の観光地としての知名度はますます高まっていると確信しております。当然、観光客も増加し、地元ではその経済的波及効果に一層期待しております。ところが、急な展開のために受け入れ態勢が追いつかず、支

障を来していることも多く見受けられます。特に周囲に及ぼす悪影響が大きいと思われるのが、春、夏、秋の観光シーズンにおける交通渋滞でございます。

拠点における駐車場の不足が原因の一つと考えられます。葛藤地先、栗又地先、小倉野地先にはすでに整備をいただいておりますが、まだまだ場所によって足りないと思われま。同時に公衆トイレの不足も指摘されています。

本町において観光は重要な産業の柱となると思われま。し、「城と溪谷の町」のキャッチフレーズをもって振興を図っていく上で、行政としての観光客の受け入れ態勢整備は真剣に取り組むべき項目と思われま。

そこで、次の3点について伺います。

1、本町における観光産業の位置づけについて。

2、行政としての養老溪谷における駐車場整備とトイレの整備についての方針、考え方について伺います。

3、近い将来の具体的計画について伺います。

以上です。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 本町におきま。観光産業の位置づけについてでございますが、観光を産業分野上から判断をいたしま。すと商業になろうかなと思いま。

本町のこれまでの商業は、地元住民を対象といたしま。して販売活動を行ってきたところありますが、昭和40年以降は住民が町外の大。型店や専門店で。の買。い物がふえると同時に、地域内人口の減少によりま。して、地元商業は非常に厳しい経営環境とな。ったわけございま。

そこで町といたしま。しては、平成元年以降、商工会と協議をいたしま。して、地元主導型の商業施設の整備を行。い、さらに、城下町としての街なみ景観整備、また、各種イベントの開催や観光施設整備などにより、交流人口の増加対策を行うなどいたしま。して、商業活動のリニューアル化に取り組んできたこととございま。

本町の産業は、農林業、商業、工業とございま。すが、ご指摘の観光産業は商業分野として町の重要な産業であると考えてございま。す。したがいま。して交流人口の増加に向けた対策やその受け入れ態勢の整備につ。きま。しては、引き続き努めてまいりたいというふう。に考えてございま。

次に行政として、養老溪谷における駐車場整備とトイレの整備について。の考え、方針ございま。すが、養老溪谷におきま。す駐車場整備状況ございま。すが、町営駐車場は麻綿原、栗

又、葛藤、小倉野の4か所、また、民間駐車場は、粟又、小沢又、葛藤など4か所、さらに紅葉シーズンには、養老溪谷駅近くに臨時駐車場を設けてございます。

また、トイレにつきましては、麻綿原、粟又、小沢又、小田代、大田代、葛藤、小倉野に常設をしており、そのほか粟又、葛藤、小沢又、筒森に入り込み客の多いシーズンに仮設をしております。

今後の方針についてでございますが、まず駐車場についてですが、紅葉シーズンに来た自動車をすべて駐車するだけの駐車場の確保は当然できませんが、地元の土地所有者と協議をいたしまして、駐車場経営については今後協議をしたいと考えております。

また、養老溪谷へ入る前に車をとめて、駐車場の分散体制も今後検討してまいりたいと考えております。さらに、今後はいすみ鉄道と路線バスの利用がふえるような周知方法も検討し、できるだけマイカー乗り入れを抑制するような体制を考えていきたいと思っております。

次に公衆トイレでございますが、計画といたしましては、やまびこセンターの整備にあわせて設置することで考えておりますが、整備が完了するまでの間、必要となれば一時的に仮設トイレの設置で対応していきたいと考えております。また、基幹集落センターを開放することで対応していきたいというふうに考えております。

次に観光客の受け入れ態勢の整備の近い将来の具体的な計画についてということでございますが、具体的となりますと、予算が絡んできますので、町の考え方でご容赦をいただければと思います。

言うまでもないと思っておりますが、本町は現在、「城と溪谷の町」をキャッチフレーズとして、まちづくりを推進をしておりまして、また、自然的にも恵まれていることから、この自然を生かしたまちづくりも重要な課題となってきました。こういうような状況から城下町の景観整備が進行する中、年々に入り込み客も徐々に増加をしてしておりますが、急激な増加はこのままでは期待できません。そこで、景観整備のほかに手づくりイベントや食、そしてお土産品の開発が早急な課題であります。また、大多喜城は昭和50年に開館をして、昭和61年の16万2,000人をピークに年々入館者が減少いたしまして、昨年あたりは5万人程度と3分の1に減少をしてしております。こういうような状況から、大多喜城周辺の整備や周辺の公共施設などと連携をいたしまして、手づくりイベントの開催による入り込み客の増加を図ってまいりたいと考えております。

また、西畑地域におきましては、自然が売りものになろうと考えますが、本年6月に蛍観賞をいすみ鉄道関連で実施をいたしましたが、約3週間で5,000人ほどを超える人が見学に

来ておりますので、今後は地域経済の活性化につながるような取り組みをしてみたいと考えております。

また、このほか、平沢ダムやタケノコ、また、大塚山展望公園などがありますので、地域の皆さんとともにこの活性化策を検討していきたいと考えております。

老川地区につきましては、特に自然が豊かなところでありますので、引き続き自然を活かした観光施設整備が基本となってくるものと考えます。

まず、麻綿原でございますが、最近では入り込み客も減少傾向にありますので、会所地域を含めて対策も講じる必要があるものと考えております。さらに、多くの自然がありますので、現在の施設の充実や改善とともに、できる限り財政負担の少ない事業採択により地域要望にこたえていきたいと考えております。

また、養老溪谷の最大の資源は温泉でございますので、この温泉と食、料理の関係ですね、このイメージアップについて、今後相談をしていきたいと考えております。そのほか、本町観光でこれまで取り組んでいなかったことは、地域間の連携が少なかったことでありまして、例えば、養老溪谷へ来ている観光客を大多喜城や城下町へ誘導するなどの対応により町全体への波及効果を高めてまいりたいと考えております。

なお、今年度のもみじ狩りのお客様の状況でございますが、非常に多過ぎて、なかなか来た人が満足に見られないというのが最近の現状でございます。市原の場合は牛久のところからもうつながっておる、また、大多喜は中野の3差路からつながっておるということで、すべて目的地に行くまでかなりの時間を費やしたということで、途中でお帰りになるようなお客様もあるようでございますので、まず、今後、地域の皆様方と検討する中では、イベントの分散、あるいは弓木地域へ通り抜けるように、さらに警察へお願いをして、期間的な一方通行の整備、その他、市原市とも相談をし、観光客を分散してできるようなイベントの実施等について検討していかなければ、せっかく大勢来た方が見ないでお帰りになるということで、結果的においでになる方が減ってくるのではないかと思いますので、その点につきまして、今後、関係者、また、市原市とも十分協議をして、一番いい方法で進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 5番正木さん。

○5番（正木 武君） 最後に、町長、私が言おうとしたことを町長がみんな言ってしまったので、言うことはなくなりましたので、とにかくトイレ、道ですか、駐車場を整備していた

だいて、早急に取り組んでいただきたいことをお願い申し上げて、この質問を終わります。
以上です。ありがとうございました。

◇ 志 関 武 良 夫 君

○議長（小倉明德君） 次に、8番、志関武良夫さん。

○8番（志関武良夫君） 私は、2点ほど質問をさせていただきます。

以前にもこの問題について、町長の意見を聞いたところでございますが、小土呂から増田線は1級町道となっておりますが、その1級町道においても、以前も同じような内容で答弁いただいているんですが、非常に通学時間帯と通勤時間帯が重なりまして、道路がそんなに広くない、そういう状況の中で、子供たちが車が来ると田んぼのふちによけるといようなそういう状況が出ているわけですね。そのことについては、町長も今後十分前向きに検討していくというような、そういう答弁がされていたわけですが、今までどのような形でこの問題を検討されてきたのか。

昨日も埼玉県の所沢で子供たちの帰宅途中で女の運転手の乗用車が突っ込んだというようなことですね、1人は意識不明、ほか数名が重傷を負ったという報道がされております。やはり子供さんたちは、以前にも私申し上げましたとおり、非常に貴重な存在、少子化によって、非常に貴重な存在になっておるわけですから、そういう点についても十分配慮すべきだというふうに私は思って質問しているわけですが、そういう点について、今までどのような検討をされてきたのか、説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） この質問は何度もお質問いただいております。十分承知はし、理解をしているところでありますが、また、議員の考えにつきましては、賛同しております。町道増田小土呂線の通学時の危険状態への対応ということでございますが、町道増田小土呂線は、通学路としての児童は小土呂地域が23名、田代地域が12名、計35名でございます。上瀑小学校は、児童の安全確保のために、田代地区の児童はダイヤオートから台交差点を經由して正門に至るルートは廃止をし、上瀑橋方面から裏門へのルートに変え、桐木橋付近の合同資源プラントのところは見通しが悪いので、左側通行をさせておるといふふうに伺っております。

また、低学年の下校時には必ず教員が同行をして、交通ルール等を指導しながら下校させておるようであります。

増田小土呂線は、大型自動車を午前7時から9時までの間、交通どめ規制を台交差点から

小土呂交差点までの区間について、また、全線について時速40キロの速度規制を実施しておりますが、大型車通行どめ規制の延伸や速度規制看板の増設等を要望してまいりたいと考えております。

また、上瀑小学校においては、地域のボランティアによりまして、朝の通学時に交差点の交通誘導や通学路中途での安全性の確保を同行して行っております。

志関議員からも今回を含め4回同趣旨のご質問をいただき、今年の6月議会でも答弁に触れさせていただきましたが、町の道路改良事業等の道路整備につきましては計画的な事業実施が求められるため、大多喜町新総合整備計画や実施計画に沿った事業が具体化をされておりますので、増田小土呂線の拡幅改良事業は、現在の実施計画には計上されておりましたが、平成19年度に上瀑小学校からも要望されておりますので、実施計画にのせていけるか、具体的な事業内容をこれから検討しているところで、今、検討しているところであります。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） 町長の答弁の中に、教員が同行しているということでした。私もそれは知っております。教員が同行しているからといって、安全性というものは、これは確保されるという問題ではないと思うんですが、私が言っているのは、今の大多喜町の財政状況、そういうものも私もわかっております。だから、1回もう一気に物事を解決しろということではないんです。部分的に何年かに区切ってですね、部分的にそういう前向きにやっていたらいいようなそういう検討をお願いしたいということですので、ぜひそういう点についても参考にさせていただきたいというふうに思います。

2点目ですけれども、給食センターの臨時雇用者の待遇の面でちょっと伺います。

今、職員の方と臨時雇用者が同じ仕事をしていてですね、非常にその差があり過ぎるというようなそういう指摘はされているわけですが、そういう点について改善をしていくという考えがあるかどうか。前回、ほかの議員の中からそういう声も聞きました。これは、私も住民の方々から、そういう問題について指摘されたことがありますので、町としてどういう考えを持っているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 同じく志関議員さんの給食センター臨時雇用者の待遇についてということですが、学校給食センターでは、大多喜町といすみ市のうち、旧夷隅町の地域にあります小中学校の児童生徒及び教職員計約1,500人の給食を賄っておりまして、調理の体

制といたしましては、正規の職員が5名、臨時職員7名の調理員によりまして、業務に当たっております。

ご案内のように、町では行財政改革を進める中で、職員数の削減にも取り組んでおるところでございます。新規職員の採用は、極力抑制をしている状況でございます。一方、事務事業は増加をし、また複雑化をしておりますので、この結果として、臨時職員が占めるウェートや業務委託等がふえてきておるのが状況でございます。

ご質問がありました臨時職員の待遇でございますが、郡市内の調理員賃金について比較をしてみますと、本町は1日5,800円で、いすみ市、御宿町と同額でございます。勝浦市では1日6,200円と伺っております。また、勝浦市では通勤手当として1日200円から300円を支給しておりますが、本町、いすみ市、及び御宿町では、通勤手当は支給をしておりません。その他の手当といたしまして、勝浦市と御宿では年に2回手当を支給をしております。

本来であれば臨時職員を雇用することなく、正規の職員ですべての事務事業を対応すべきところでございますが、職員の削減を図る中で、増大する行政需要に対応していくためには、どうしても臨時職員を雇用せざるを得ない状況でございますので、臨時職員の待遇につきましては、引き続き近隣市町村の状況や財政状況を勘案しながら、来年度から多少の値上げができるものと考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） 今、町長から最後に大変喜ばしい言葉をいただきましたけれども、臨時雇用者について、我々も行政改革をやれということ言っているわけですから、臨時雇用者を採用しろというような、そういう意味合いのものではないんです。内容的なものを改善してやっていただきたいというふうな考えを持っているわけです。今、町長のほうからそういう発言がございましたので、十分その点についても検討をしてご配慮をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（小倉明德君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 3時00分）

○議長（小倉明德君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（小倉明德君） 7番、野中眞弓さん。

○7番（野中眞弓君） よろしくお願いたします。

ことしの夏から始まった世界的な金融危機で、その影響で、今、雇用も物すごく悪化していて、特に非正規雇用の方々など、首切りが激しく行われております。先ほども申しましたけれども、貧困と格差が大きくなっていて、本当に暮らしづらい、命を脅かされる、こういう状況に今私たちは移行しつつあるのではないかと。国民の命を守ることは、社会保障で行政の仕事です。そういう立場で今回の一般質問をやらせていただきたいと思います。

第1点目は、ヒブワクチンの無料定期接種制度をつくっていただきたいという問題です。

ヒブワクチンと言われてほとんどの方が聞いたことないよとおっしゃるのではないかとと思うのですが、この12月1日から発売されることになっているんです。生後2か月から1歳半までの間に4回の接種が今進められています。このヒブワクチンの無料定期接種を町の事業としてやっていただきたいということなんです。

ヒブのことなんですけれども、乳幼児の病気に細菌性髄膜炎という病気があります。発症は非常に少ないんです。全国で1,000人くらい毎年発症しているそうです。そのうちの60%がヒブと呼ばれる菌によるもので、死亡率は5%、ヒブによるものはです。細菌性髄膜炎そのものは20%から30%の死亡率だそうです。

これにかかりますと、治っても難聴、脳性麻痺、精神遅滞などの重大な後遺症が約25%残る。軽い後遺症でもかかった子のほとんどの子供に学習障害や軽度の難聴、てんかんなどが起こると言われています。

この病気は、初期は胃腸炎と見分けがつかず、さらに最近は薬に対して耐性が急速に進み、適切な治療が難しくなっているという子供にとっては非常に怖い病気です。そして、菌がどこに住んでいるかということ、赤ちゃんの鼻の奥に住んでいるんだそうです。非常に身近な菌が原因なんです。

ところが、日本では今、年間ヒブによるものが600人と申しましたけれども、実は世界の多くの国では既にほとんど見られなくなっているんだそうです。ワクチンが普及しているからです。日本の場合は、昨年認可になり、この12月から発売の運びになっていますが、まだ全く普及しておりません。私の知り合いで旭中央病院の小児科に勤めている人がいるのです

けれども、今週になって薬のメーカーからの説明会があるんですという、そのくらい普及していないんです。一応買えることは買えるようになりましたけれども、全部自費で接種しなければなりません。生後2か月から2歳半までの間に4回の接種、旭中央病院では、1回につき7,000円と言っておりました。つまり、約3万円前後がかかるわけです。

これは、若い親たちにとっては、しかも今の若者たちがおかれている雇用条件から言いますと、本当に高負担というカップルが多いのではないのでしょうか。そうすると、親の経済状況で受けられない子供が出てくるのではないのでしょうか。ですから、公費による定期予防接種が必要ですが、公費というのは国負担という意味です。それまでの間、町独自に事業として無料で受けられるようにできないものだろうかと思えます。いかがでしょうか。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） ヒブワクチンの定期接種制度をつくってほしいというご質問であります。

ヒブワクチンというものは、私も知りませんでした。ただいま野中議員から詳細に説明を聞いて、少しは理解ができたわけではありますが、このヒブワクチン無料定期接種制度をつくってほしいという質問でございますが、欧米では既に接種が行われていると伺っておりますが、日本では、平成19年1月に、昨年1月ですね、ワクチンの製造許可がおりて本年12月にヒブワクチン、アクトヒブが発売開始をされると聞いております。接種につきましては、あくまでも任意接種で、接種費用につきましては原則として自費になります。まだヒブワクチンについての接種スケジュールが公表されておられません、接種開始時の月例により回数異なるなどが考えられます。

現在、予防接種法では勧奨されておられませんので、定期接種の該当にはなりません。また、定期接種につきましては、市町村の判断では実施できない状況でございます。

いずれにいたしましても安全性が確認され、法が整備をされた後、ヒブワクチンを無料定期接種制度の実施につきましては、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 安全性が確認されていないということでしたけれども、WHO、世界保健機構は、1998年にこのヒブワクチンの定期予防接種、公費による定期予防接種を推奨し、各国で導入が広がっております。現在は、開発途上国を含めた100か国以上で使われております。そのうち94か国で公費による定期接種になっております。

効果ですけれども、アメリカでは1987年にワクチンが認可されて罹患率が100分の1に減少しているそうです。イギリスは1988年、この88年というのは、WHOの勸奨があった年です。そして、イギリスではその前からやっていて、1988年には5歳未満の人口中、10万人当たり0.6人、今、日本の1年間で生まれる子供たちは百二、三十でしょうか、十二、三倍として10人以内しか発症していない。日本では600人いるというのに。それから、デンマークでは1998年に導入して、発症は年間無しか1人、このくらい効果のあるワクチンなんですね。WHOの勸奨から20年たっています。東アジアではお金を出してもこのワクチンが接種できない国が2つあります。どこだと思われますか。北朝鮮と日本だけです、東アジアで。そういう状況なんです。

ポリオワクチンがそうだったと思います。小児麻痺になるのでお母さんたちが大変な運動をして1961年から公費による定期接種が導入されました。そして、20年たって、1980年には野生種、要するにワクチン株ではない、そのワクチンを打った子でない野生種にかかった子は1人もいない。ただ、ワクチンも生き物ですから、ワクチンを打ったことによって発症したと言われるのが80年か何かに二、三例出たと言われていますけれども。ワクチンが必ず効くわけです。本当に日本が後進国なわけです。

公費定期接種がだめで自費接種になるという、それが難しい人がいるであろうからということをお願いをしたわけですが、それだったら1回1回に対して助成金制度、打った人が町に申請をして助成金をもらう、そのことによって親の経済負担を減らして、私たち父親もそうだと思いますけれども、おなかにいるときには五体満足で、とにかく五体満足で生まれてくれと願います。

今回、去年のちょうど1回目の議会のときでしたっけ、藤平議員と私が公費負担で妊婦の検診をふやしてくれと。それが5回になり、政府は14回全部公費でということを出してあります。五体満足で産んでも五体満足に育つかどうか分からない、それは、親にとっても子にとっても、そしてその医療費を負担するという意味では、個人の問題ではなくてやっぱり社会的な問題です。行政よる出費も多くなります。ですから、そういういろいろな意味で損失を防ぐために、こういうものを知らなければ見過ごせませすけれども、効果のあるものができた、やっと認可にできたとわかったのですから、助成金制度をつくっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 無料接種の実施について検討するというお話、ぜひ無料接種で制度を

つくってほしいという中で、金額が大きいから今度は助成ということではありますが、そういう問題が各地域で議論として出てくるということになりますと、町のほうとしてもある程度対応は考えていかなければならないと思っております。今の時点ではなかなかそこまでまだ認識をされておられませんので、今後の検討課題ということでご理解をしていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 理解できません。教育委員会が作りました子供のゼロ歳児から中学3年生までの人口分布を見ますと、就学前児童の平均年67人でしたか、70人として1人仮に全部が受けたとして、それを全部公費負担にして、私ざっぽくな計算しかできないんですが、1人3万円かかるとして70人で210万円、もっと少ないから200万円足らずでできます。その子がもしこの髄膜炎にかかって医療にかかったら、1人200万円では済みません。それだけで病気を治療するだけで。ですから金勘定って、やっぱり税金は金勘定ですから、てんびんにかけたとき、ヒブワクチンを導入したほうが助成金を出して、広報活動をやって、それで対応したほうが安上がりには済むのではないのでしょうか。

そして、これは後遺症がひどいですから、この子が育つまで大変な経済的な負担にもなると思います。これは、大多喜町の私は非常に恥ずかしい役場の志向回路だと思いますけれども、周りが周りが周辺を考慮して、国・県の動向をかんがみと、対応を見るとしょっちゅうそういうことが出てきて、情けないなど、自治体としてこれで何なのだろう、人の顔と上の顔ばかり見ている、独自に住民のほうを見て暮らしやすい町をつくっていかうと、そういう観点がすっぽり欠けているのではないかと、そういう思いをしております。いかがでしょうか町長。早急に検討していただきたいと思います。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） おっしゃることは理解できますけれども、すべてそういう要望どおりにいくということが町政として果たして妥当かどうか、今後、関係課と十分協議をして物事を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 関係課、よろしく願いいたします。

2点目の質問です。公民館の管理運営についてです。

ことし6月5日に社会人教育を担う社会教育関連3法というのが成立しました。公民館、図書館、博物館を管轄する法律です。改定というのには必ず変えたいという意図があるから改定するわけですが、住民多数が多面的に利用する公民館というのは、社会教育法の中で扱われているのですが、ささいに見える表現に大きな意味を改定の中で持たせられて、いつの間にか大きく変節させられていくという苦渋を私たちは今までにいろいろな点で、公民館とかに限らず、法改定の中で見ております。大多喜町の住民にとって、身近な公民館が遠いものになっては困ります。今改定の意図を教育委員会はどのようにとらえ、それに対してどのように対応するのか、伺いたいと思います。

2点目ですが、この中でも公民館への指定管理者制度にちょっと触れておりますが、本町での指定管理者制度を公民館に導入する考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

まず1点目です。

○議長（小倉明德君） 教育長。

○教育長（田中啓治君） お答え申し上げます。

公民館の管理運営についてでございますが、新社会教育法2008年6月成立の問題点とそれに対する教育委員会の見解を伺いたいというお尋ねでございますが、社会教育法の一部改正に対する教育委員会の見解ということでお答え申し上げたいと思いますが、まず、今回の主な改正点について申し上げますと、1、家庭、学校、地域の連携の促進の規定が加わったこと。2つ目に家庭教育に関する情報の提供にかかる事務が加えられたこと。3つ目に社会教育主事資格の見直しがなされたこと。4つ目に公民館の運営評価について努力義務が規定されたこと。そのほか幾つかございますが、そういうところでございます。

改正点にかかる対応を現在検討しているところでございますが、この中で4番目の公民館の運営評価についての努力義務については、県内の公民館職員の研修団体、千葉県公民館連絡協議会主事部会におきまして、検討が行われているところでございます。その結果を踏まえて参考にして進めてまいりたいと考えております。

2つ目の公民館の指定管理者制度の導入の是非について伺いたいということでございますが、県内各市町村の状況を見ますと、まず大多喜町は中央公民館が1つだけでございます。県内の市町村の公民館の状況は、中央公民館のほかに幾つかの分館があり、分館の施設規模は小規模なものが多く、幾つかの小部屋を持ち、貸し館と申しますか、分館の利用者への対応が職員の主な業務と認識いたしております。

本町におきまして、中央公民館におきましては、施設利用者への対応のほかに主催事業で

あります生涯学習関係事業の実施、あるいは施設の修繕、管理業務がございます。分館である場合には、指定管理者制度の検討は有効かと考えられますが、中央公民館1つである本町におきましては、今のところそういう制度を導入する考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） ありがとうございます。

2つ目の指定管理者制度の導入については、この法律を採決するときに、衆議院、参議院とも附帯決議をつけまして、公民館への指定管理者制度導入への弊害ということで警鐘を鳴らしております。そぐわないということで安心いたしました。

ところが、もう一つ改正点の問題の主な問題点を教育長は公民館主事のことだけおっしゃいましたけれども、公民館主事に関しても、資格に関しては図書館司書でもそれから、博物館学芸員でも資格がとれるという形で、資格をすごく緩やかにしたことというのは問題ではないかと思うんですね。町の問題ではないんですけれども、やっぱり公民館というのは、社会教育で大人に対する教育をどうするかということを取るところですから、きちんとそれなりの素養、教育が必要だと思うんです。その辺で公民館を充実させるためにも資格取得が安易になったと思われまますので、そこはしっかりと管轄していただきたいと思います。

そのほか、問題点として、公民館に対する住民の権利ではなくて需要という言葉、需要というのは、需要と供給の問題ですから、市場原理ですよ、そういうものが法律そのものの中に入れさせられていること、それから社会教員委員会ですか、学識経験者として住民が参加できる、そういうのも何か少しおざなりにされつつある。経営に対して住民参加が軽んじられる、そういうことも感じられるという改正点があると思うんです。この3法を一括して審議されてしまったんですけれども、衆参両院の附帯事項にこの改正点に対する危惧の点がきちんととっているような気がします。附帯決議の精神を尊重して、これからの公民館運営をやっていただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

教育長。

○教育長（田中啓治君） 町民の生涯学習の推進、あるいは促進という観点から議員様のお考えを多いにしんしゃくいたしまして、私どもも大多喜町の生涯学習を推進してまいりたいと存じております。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） よろしく願いいたします。

3点目に移ります。

議長、3点目に移る前に資料をお配りしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（小倉明德君） どうぞ。

（資料配付）

○7番（野中眞弓君） 9月議会に引き続き、国民健康保険の資格証交付に関する質問をいたします。

前回、資格証交付の効果について伺ったところ、資格証を交付すれば分納などで応じるので滞納対策として効果がある、これからも続けるつもりであるという答弁を得ましたが、果たしてそうでしょうか。

今お配りしていただいたB4の資料をごらんになっていただけないでしょうか。真ん中の大きい表ですけれども、これは大多喜町の平成15年から平成20年、今までの数値です。平成15年には国保世帯が2,594ありました。そのうち3月末の滞納が189世帯、滞納率7.29%。滞納率の出し方は滞納世帯割る上の国保世帯数です。短期証、資格証を6月と12月に町は正式に数字を出しますので、それを出していただきました。滞納世帯数は、例えば、15年度は7.29%ですが、滞納額を見ますと、滞納額は収入未済額と不納欠損額合わせて滞納額といたしました。そうすると、滞納額は12.7%です。ではずっと目で追っていただけないでしょうか。滞納世帯は18年で減っておりますけれども、19年度でぐんとふえております。20年度は6月1日の数字ですから比較になりません。それと、滞納額もごらんになってください。計のところを見てください。平成15年には5,354万2,000円の滞納額が19年度の末には7,475万5,000円の滞納になっておりまして、滞納世帯及び滞納額はふえているんです。これは、滞納対策になっているのでしょうか。

一とき、1年間滞納した人が分納という形で幾らか入れることによって短期証をもらうというそういう意味では多少の滞納対策になってはいますが、それはそんなに期待されるほどの額ではないのではないのでしょうか。

それともう一つ、資格証を出したところは滞納が減っているか、滞納する人が少ないかという全県的な資料が一番下の表です。この資料の出どころは8月か7月に社会保障推進千葉県協議会という団体が千葉県の各市町村にアンケートをお願いして、それをまとめたものですべての自治体から出ている、もうずっと長く続いている信用のおける資料だと私は思っています、そこから出しました。資格証交付の有無による滞納世帯率の比較ということです。千葉県全体では、国保加入世帯が101万2,000世帯あります。そのうち、滞納世帯が25万

6,900です。滞納世帯率が25.27%です。その全体の中から資格証を交付しない団体、自治体が6つあります。具体的にいいますと、下に書いてあります。酒々井、本埜、東庄、一宮、長柄、長南です。それで資格証を発行しない自治体の滞納者数を滞納世帯率を出しますと、13.51%です。残りの50自治体が資格証を交付しております。そこの滞納世帯率は25%です。大多喜町はと言いますとぐんと少なくて7.33%です。これは千葉県で2番目に滞納のない自治体なんです。一番滞納のない56番という数字をとったのは、睦沢町で6.何%か4.何%で、そこは非常に少ないです。

これを見てもみますと、資格証を出している自治体が滞納対策になっているかというところともそうではない。資格証を出さないために、住民に対して接している自治体ほど滞納が少ないということではないでしょうか。

私9月議会で、せめて子供への資格証は出さないでとやりました。10月30日に厚労省から通知が出てきました。その中で強調されていることは、資格証を出す前によく面接をして、特別の場合に当たらないかどうかきめ細かい対応をなささい、機械的に出すことはおやめなさいと言っています。では大多喜町の資格証交付に対してどういうふうに行っているか、その社保協の資料を見ますと文書交付だけで出しているんです。よその出さないで頑張っている自治体は、電話をする、訪問をする、面談をする、何をすると、たくさんの対応をして、そのあげく納めてもらえないところに出すと。でも本町はよそに比べれば滞納世帯が少ないにもかかわらず紙っぺらを送るだけで出しているわけです。これは非常に機械的な冷たい対応、怠慢なやり方だと私は思います。

資格証を出してから分納しなさいよ、そうすれば短期保険証をあげますよというのではなくて、そういう活動をしてるから、この表を見ますと、資格証の数が6月1日には、例えば19年度でやりますと48いらっしゃったのが26に減っているのですが、資格証を出す前にそういうのをやれば、初めの48という数字は出てこないと思うんです。そして、担当に聞きますと、来いと言っても来ないんですよと言いますが、滞納している人は国保税だけではありません。水道から住民税から、それこそ介護から保育料から給食費から、いろいろなものを全部滞納していらっしゃる方が比較的多いのではないのでしょうか。自分が申しわけないというのがあると行きづらいんです、来れないんです。ですから行政のほうで行って、少なくとも保険証は命綱です。命を守る最後のとりでです。資格証を出さないようにしていただきたい。そして資格証を大量に出すということは、私は大多喜町の行政の恥だと思っております。

一番下の一番右側を見てください。資格証が滞納世帯に対してどのくらい出されているか

という割合です。これは、通称制裁率と言われています。制裁を加えるのあの制裁です。千葉県の制裁率全体では10.49%ですが、大多喜町は滞納者が少ないにもかかわらず44.52%という千葉県一の断トツ1位なんです。大多喜町がどんなに薄情な行政をしているかという証明ではないでしょうか。この薄情な行政をずっと続けていくのでしょうか。

もう一つついでにこの資料の一番上、私どもは9月から住民の皆さんにアンケートをお願いしました。戻ってきております。その中の1枚のプリントです。日ごろご苦労されていることやお困り事、不安に感じていることなどをお書きください。それに対して、税金が払えず、ぐあいが悪くても保険証がなくて困っている人が数多く見られます。どのように思われますか。何か対策をお願いをします。私がかかわって対策をお願いしたいと思います。

答弁をお願いいたします。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 滞納世帯に資格証を交付するに際し、事前にきめの細かい対応、特に特別の事情の調査、判定が必要と考えるかの質問であるわけでありまして、毎年資格証明証を発行する前に、3月から4月にかけて、約1か月くらい納付相談期間を設けて、滞納者との接触を図っております。また、納付相談に応じていただけなかった方につきまして、特別の事情がある場合には、申し出をされるよう、制度についての周知を今後さらに図りたいと考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 子供についてですけれども、そういう中で、特に10月30日の厚労省からの通知では子供に出すことについては慎重にやれと、再三慎重にやれ、機械的にやるなどいうことを言っております。国会でも子供には出さない、そういう努力をすると事務担当は答えております。住民に対して責任をきちんととっている自治体では、早速に厚労省の10月30日付の通知を受けて、子育てしやすいまちづくりを一層推進するため、要綱を改正して実施する、中学生以下の子には一般の保険証を出す、すごい格調の高い文章で、条例改正も含めて、全員協議会をすぐ開き対応しております。県内にこういう自治体もあります。にもかかわらず大多喜町ではいつまでもやらないのでしょうか。周りの様子を見て、周りの様子を見てと言っていますが、周りはいろいろなところでやろうとしているんです。御宿は高校3年生までの子供たちに本証を渡す、勝浦は検討する、大多喜だけがこの期に及んでも周辺の様子をまだ見るんですか。それこそあたりの状況によって自分たちで判断を下せ

ないのであれば、もっと周辺の状況をキャッチしようとなさらないんですか。ご自身が知らないで、周辺もやっていないんだらうと思って、しかも町長は、町村会の会長ではありませんか。率先して住民を守るという立場に立ってやっていくのが今の町長の立場ではないでしょうか。

このことによって、このことって子供にわずか3人、高校生までいっても5人ぐらいだろうと思いますが、これに配ることによって、大変な出費になるわけではありません。気持ちの問題です。

先ほど、国保会計の補正で担当課長が、資格証の受診数を教えてくれという質問に対し、一般の方たちはたくさん、延べ日数も延べ人数も病院に行く数もたくさんありました。町長も聞いていらっしゃると思いますけれども、資格証の交付家庭ではたった2人だけ、しかも14日、子供に至っては赤ちゃんから中学生まで医者にかかっていません。かかれないのではないのでしょうか、かかりたくても、すべてではありませんけれども。自分のところの住民にそういう思いをしている方がいらっしゃるけれども、それでもなおかつ周辺ではどんどん温かい行政の手を差し伸べているにもかかわらず、私たちのこの大多喜町では冷たい視線を向け続けるのでしょうか。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） ただいまの18歳未満の児童に対してということで、現時点では本証を発行することについては考えておりませんが、最近の報道等によりますと、子供たちが安心の医療を受けられるよう、国民健康保険法の一部を改正する法律案、国保無保険児童救済法案が衆議院に提出をされたと聞いております。いずれにいたしましても国の動向を見守りながら本質問につきまして取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。

○7番（野中眞弓君） 子供に本証をというのは、野党4党が出した法案ではないでしょうか。国がどうであろうとも、周辺はこれだけ頑張っているのに立ち後れた意識でもって恥ずかしくないでしょうか。先ほど町長が検討するみたいなことをおっしゃいましたけれども、どの辺を目指してやられていくのか、町長及び担当課長に伺いたいと思います。

○議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 野中議員さんの2点目のご質問になろうかと思っておりますけれども、本年度の10月30日ですか、厚労省の通知ということで反映させているかどうかのご

質問でございますけれども、これにつきましては、特別な事情があるというふうに該当した場合はですね、国民健康保険法施行規則の第5条の8に規定する届け出、これを受けまして短期保険証を出して病院等にかかれるようにしております。

それと、ただいま町長からのご答弁もありましたけれども、11月27日に国保無保険児童救済法案、これが提出されましたので、この提出された案件の動向を見ながら、やはり今後対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小倉明德君） 7番野中さん。これ、3回目ですから。

○7番（野中眞弓君） 出された法案の動向を見ながらとおっしゃいました。法案の動向を見なくてもよそさまではやっているんです。その法案を出させたのもいろいろな国民のこういう声で動いているんです。特別な場合には出しているとおっしゃいましたけれども、子供がいるというのは特別な事情ではないでしょうか。というのは9月議会で課長は国保法には子供も同等に扱うというふうにあるから出せないという内容の答弁をなさいました。国保法では出せないかもしれませんが、児童福祉法では子供はだれでも公平に健康に育つよう、愛護されなければならないとあります。児童福祉法で守られている子供がいるということは、片方ではすべて対等に扱え、片方では子供は公平に愛護されなければならない、行政は親と一緒に子供を守らなければならないとうたっている児童福祉法を生かす、精神を生かせば、子供がいるということだけで、児童福祉法に守られている子供がいるということだけで特別な事情になって、すべての児童には本証を出すべきではないでしょうか。

保険証を出したからといってみんながみんな毎日医者に行くわけではありません。保険証があれば、本当に心強い安心感なんです。人が生きていくためにはこの安心感が必要なのではないでしょうか。ひな壇に座っていらっしゃる行政の皆さんの住民に対する温かい気持ちが今必要なんではないでしょうか。

冒頭に申しましたように、今ちまたでは本当に首切りが始まり、商人には貸しはがしで運転資金の資金ぐりも大変になっている。大手銀行3行で5兆円を超える貸出資金を引き上げたという報道もあります。みんな住民は民間は、必至になって頑張っている。家も2人公務員を抱えています。私も一ときそうでした。そういうちまたの経済状況をそんなに考えないで暮らしていけることのできる公務員だからでしょうかと、文句の100も200も言いたくなるような、それは態度ではないでしょうか。

収入が半分だ、3分の1だと減ってしまった中で税金や国保料を納めている。仕事を首に

なって収入が途絶えてしまった人もいる。そういう中で、出された税金で生きている我々はやはり住民に対して温かい手を伸べる必要があるのではないのでしょうか。早速に資格証に対しては、出す前にきちんと面談をして、特別な事情がないかどうか、できるだけ特別な事情に当てはまるようにやってあげるのが公務員の役目ではないのでしょうか。どの子ども健やかに育つように、明るい未来が開けるように道をつけてあげるのが行政の仕事ではないのでしょうか。町長及び担当の最後の答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（小倉明德君） 町長。

○町長（田嶋隆威君） 気持ちは十分わかりますけれども、ただいまそういうものが、これは多分野党から出た法案だというふうに伺っておりますけれども、今の時代からして通る可能性もあるということも十分考えて、これから国の動向を見守って、対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（小倉明德君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（苅米與工門君） 資格証を持っているから病院に行けないというふうなことのご発言がございましたけれども、確かに資格証を持っていれば病院に行きづらいとは等、考えられますけれども、そういう人はほとんどの人が町のほうに相談にきます。その相談に来たときに、町のほうは、特別な事情があるというふうに判断しまして、短期保険証ですか、通常の人がかかれるような保険証を出しておりますので、本証につきましては今後また十分検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（野中眞弓君） 最後、質問ではありません。介護保険では滞納があってもサービスを供給しております。それが社会保障というものではないかと思えます。憲法を全うして、住民の暮らしと命を守れる大多喜町にしていきたいと最後のメッセージを送りたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（小倉明德君） 以上で一般質問を終わります。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小倉明德君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第4回大多喜町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでございました。

散会します。

(午後 4時06分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成21年2月12日

議 長 小 倉 明 徳

署 名 議 員 江 澤 勝 美

署 名 議 員 野 中 眞 弓